

意見書

令和 2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-2

意見タイトル：環境市況評価方法書の説明会について

2020年3月17日、行われました環境市況評価方法書の説明会についての意見です。

全国的にコロナウィルス蔓延時期に説明会を強行した理由として鹿児島県、及び環境省に照会しましたが回答が得られなかったとの説明がありました。

今回の説明会は鹿児島県環境影響評価条例に基づく説明会です。環境省に照会した理由を述べてください。4月1日より、国法の環境影響評価法に移行されます。国法では配慮書の手続きが必要^{※1}です。強行開催された理由は配慮書対応を避けたかったのではありませんか？

鹿児島県の環境林務部は御社からの開催の照会について、コロナウィルスの状況を伝え、方法書縦覧中止、説明会延期については御社の判断であると説明したはず^{※2}です。住民説明会での発言は当方が確認した事と齟齬があります。

鹿児島県の環境影響評価条例 17条には準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないと定められています。説明会内容は周知に程遠く、加えてマスクの取材制限、及び、住民も含めた録音、録画、画像撮影の制限も条例 17条に反しております。

条例に即した再度の説明会を要請します。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：地質的、地形的な特異性

計画地はダイワリゾートから霧島川への急傾斜地にあり、シラス地に巨大な石が数えきれないほど存在する危険な場所です。過去に駅前辺りは激甚災害に見舞われた事もあります。

このような危険な場所の樹木を伐採し、切土、盛土を行う工事はどのような工法を取ろうとも災害が防げるとは思えません。絶対反対です。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-1

意見タイトル：対象事業の目的について

対象事業の目的に「雇用促進、定住促進、観光面での効果、エネルギーの自給自足とある」メガソーラーを建設する事がなぜ、このような効果があるか説明を求めます。

鹿児島県の再生可能エネルギー導入ビジョン 2018 にこの文言があるが、「地域の資源を地域の事業者が利用する事が前提」のはずです。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-1

意見タイトル：対象事業の目的について

対象事業の目的に「霧島市の立地条件を生かした太陽光による効率的な発電を行ってエネルギーの地産地消と再生可能エネルギーの普及促進に寄与する事を目的とする」と記載されている。

高尚な目的が記載されているが、エネルギーの地産地消を地元住民は望んでいない。SEJが再生エネの普及促進に寄与するなどには地元には無関係である。

霧島の太陽光はSEJのために降り注いでいるのではない事を自覚すべき。

九電は頻繁に出力制御を実施している現実を直視すべきである。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：異常気象

近年の異常気象下で広大な山の木を伐採したらどうなるのか？子供でも予測は可能だ。一度、木を切ってしまうと、木の再生は不可能である。

スーパー台風の出現、局地的豪雨は異常ではなく、通常発生すると思慮すべきである。想定外では済まされない。

気象庁発表のデータでは短時間強雨の発生回数の多さが目立っている。

スーパー台風の出現、局地的豪雨の発生の可能性について率直な考えを伺う。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-17

意見タイトル：騒音

騒音、振動、粉塵等の問題も深刻である。空気の良さ、静けさが自慢の所である。山の何処かで木の伐採作業、草刈り作業の音は谷に響き聞こえてくる。その他は小鳥のさえすり程度で静かな場所である。

樹木伐採、切土、盛土の重機が動く音は聞くに堪えない。

出来るだけ騒音を出さないという希望的観測は許さない。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：4-22

意見タイトル：水源

関係する湧水として太田水源、中部水源の記載がある。小窪湧水が漏れている。地域の者が綺麗な水であるとして活用している。直接的な改変が無いから影響は軽微であるような記載がある。

上位地の樹木伐採、土地形状の改変を行えば、影響が出ないはずがなくそれを予測するなど出来るはずがない。結果として想定外であったとは許されない。大田水源は湯之宮地区の簡易水道として現在使われている。水量減少、水質悪化させないという確約が出来るか？

霧島の地下水は、全国的、世界的に誇れる大事な資産である。地域だけでなく、皆で守っていかなければならない貴重な資源である。地元の反対する、金儲け目的の施設の影響を受ける事は容認できない。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：原則

土砂搬出は原則として行わないとあるが、例外とは何を指すのか。原則とか、務めるとかの曖昧な表現は容認できない。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：砂埃対策

作業中の砂埃等の軽減の為に散水を行うとあるが、散水用の水は何処から持って来るのか明らかにしてください。この地域の山風は、通常でも強く散水で砂埃の軽減は不可能である。霧島市牧圃町高干穂字小谷 3254 番 29 外でのメガソーラー建設工事で近隣の民家、特養施設に砂埃が舞い、大きな被害を受けた。砂埃発生の補償をするか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：私は反対します。

私は、メガソーラー建設に反対します。

一つには、事業者への不信感が拭えない事。もう一つには、何故ここなのという思い。適所で建設するべきです。みんなで一緒に考えましょう。市や県もしっかり考えて欲しいです。霧島市、鹿児島県の財産です。溢れる自然、美しい山並み、おいしい空気、おいしい水、あふれる人情、「ぜひ、来てくいやんせ」と自信を持って言える所です。木を切ってからではもう遅い、取り返しは尽きません。皆に自慢出来る郷土に、皆でしていきましょう。霧島は素敵な所です。大好きな所です。「I (愛) LOVE 霧島」から「WE LOVE 霧島」へ

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：作業日

工事計画では日曜、祝日は、工事は休むとあるが、ダイワリゾート内での定めは、土、日、祝日、作業禁止となっている。騒音、粉塵、強風、悪臭、環境変化が発生したら法的手段に訴える。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：太陽光パネルの固定

太陽光パネルの固定方法を明らかにすべき。

スクリー杭は打ち込むことから、「障害物がない硬い土地」かつ「柔らか過ぎない土地」が向くと言われる。地面が硬すぎると杭を打ち込めず、柔らか過ぎると台風で抜けてしまったり、架台とパネルの重さで沈んでしまうなどの懸念がある。近隣のシラス台地のパネル設置で多くの問題が発生した工法である。

スクリー杭を使うのであれば、亜鉛メッキの公害についても明らかにすべきである。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：巨石

計画地の代表地番である霧島市霧島田口扇山 2704-1 と隣接する霧島市霧島田口扇山 2700-3 との境界の稜線には巨大な岩石が極めて多数存在する。

この稜線下の土地の改変計画もあるようだ。改変作業の振動で巨石の崩落も考えられ、地元で多大な被害を及ぼす恐れが大きい。10トン～20トンの巨石も見られる、これらの巨石処理は環境破壊の元凶となる。計画地に在る1トンを超える岩石の個数の調査を実施したか明らかにして欲しい、これらの岩石をどのように扱うかを明らかにする事を求める。

触らぬ神に祟りなしである。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和 2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-1

意見タイトル：近隣メガソーラの被害

「本事業は、霧島は霧島市立地条件を生かした太陽光による効率的な発電を行って、エネルギーの地産地消と再生可能エネルギーの普及促進に寄与することを目的として実施する」と記載されている。

説明会当日、霧島市の太陽光発電所建設現場で発生した環境破壊、地元への迷惑について承知しているかと参加者から問いかけがあったが、事業者側からの回答は無かった。

以下の場所における太陽光発電所の建設が及ぼした災害について調査すれば、計画地の事業が如何に無謀かは分かるはずである。

1.霧島市霧島永水字トンダン 3584 番 1 外

2.霧島市霧島永水字中迫 4772-1 外

3.霧島市隼人町野久美田字上山田 1211 番 2 外

4.霧島市牧園町高干穂字小谷 3254 番 29 外

これらの事業に関する問題情報を行政、報道、施工業者、市民は持っています。

知らぬはSEJのみ、または知っていながらとぼけているのかも。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-7

意見タイトル：残置森林

市道狩川線沿いの倉迫付近は残置森林が確保されていない。

この道路は霧島神宮駅からアクティブリゾート、高千穂牧場への観光道路である。

加えて高千穂リゾートの住民の生活道路である。

6号調整池、7号調整池に挟まれた市道には残地森林が確保されていない。

同様4号調整池、5号調整池に挟まれた市道にも残地森林が確保されていない。

道路の両側にパネルを敷き詰める計画であり、景観上から容認できない。

霧島市の景観条例に反している。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-11

意見タイトル：調整池の諸元

それぞれの調整池の流域面積の数値が示されている。この根拠となる流域が明示されていない。

土地改変前の雨水の経路の明示を求める。

その上で、土地改変後の集水経路、調整池からの流末処理経路の明示を求める。

説明会では霧島川、狩川へ流すとの説明であったが、アバウトすぎる。直接狩川、霧島川への放流ではないはず。農業用水として活用している沢の流量の減少、増加は認められない。地域耕作者の了解を得た調整池設置の構想か？

調整池は主要防災施設と位置付けられる。調整池の諸元について霧島市霧島永水字トンドン3584番1外に建設されたメガソーラーの調整池は県河川課の示す調整池設計基準を超越した降水量で設計されている。それでも調整池の余水吐から溢れた。十分すぎる調整能力の確保が必要である。対応の用意はあるか？

方法書には「鹿児島県土木部河川課と協議を行い決定する。」との記載があるが、河川課の調整池設計基準は平成17年4月につくられており近年の局地的豪雨発生の状況には対応していない。調整池の諸元にはオリフィスの記載が無い。オリフィスを絞ると貯水量の拡大も必要となる。

この諸元は数値の記載はあり、まともそうに見えるが、いい加減であり、意見できない。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：広島市の土砂災害の教訓

2014年8月20日、広島市安佐南区で土砂災害が発生しました。広島市に広域に存在する真砂土と計画地のシラスとは類似した特徴を持ちます。山中に巨石が多く存在する特徴も同じです。

計画地における巨石の存在を認識しておれば、この地の改変は極めて無謀である事は土木の専門家であれば、想像に難くありません。

巨石の存在を知らないとすれば、無責任です。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：天孫古跡

扇山とは別名、記念山とも呼ばれ古くから地元住民の信仰の対象であった。

国立国会図書館のデジタルコレクションに「天孫古跡探査要訣」があり、この中に鹿児島県始良郡霧島村扇山として古跡の存在を示す記述が多数存在する。

この情報を知っていたかを示せ。

計画地の代表地番である霧島市霧島田口扇山 2704-1 と隣接する霧島市霧島田口扇山 2700-3 との境界の稜線には巨大岩石に文字が刻まれている。文化財的価値の調査を霧島市に要請しており、地域の古文書、霧島神宮への照会も行う予定である。

計画地には霧島古道の存在も知られており、開発には慎重であるべき地域である事を指摘する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：火災

2019年9月27日、千葉県・市原市のダム湖に浮かんだ太陽光パネルが燃える事故がありました。計画地は周囲に住宅が多く、森林に囲まれています。もし火災が発生しますと大惨事になります。

計画されているメガソーラーでは火災が発生しないと確約が出来ますか？

補償が出来ますか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：地域災害

計画地の下流域にある、住宅地で過去に多くの水害が発生している。

その発生年度、被害状況について調査をしたか？

その結果を示せ。

地域住民は近年の局地的豪雨、スーパー台風などの多発で、もはや想定外での逃げ口上は許さない。メガソーラー建設で森林伐採を行えば、河川への流量制限機能、山の保水能力は減少する。

それを補完する目的で調整池を設置する理屈は理解するが、構造物で流量抑制は出来ない事は近隣のメガソーラー現場での実例がある。

県・河川課の調整池設置基準では災害の防止は出来ないと断言する。

対応策を示せ。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-74

意見タイトル：景観

景観の悪化を確認すべき場所は地域住民、観光客の目線の場所であるべき。

具体的には県道 60 号線、市道狩川—永池線、近隣医療機関、福祉施設、高千穂リゾートランドを含む周辺住宅地からの景観の悪化を防ぐ事を要求する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-12

意見タイトル：雨水

調整池の設計には稜線から計画地までの流域も含める事になっている。

計画地の上位、扇山、虎ヶ尾岡からの雨水が流れてくることに配慮されているか？

地域一帯に時間雨量100mm降ったとして、合計降雨量の見積もりを示せ。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-13

意見タイトル：造成工事

「現地形を生かしつつ、切土、盛土量を調整して土量バランスを図り、土砂の場外への搬出、場外からの搬入がないようにする計画である」とある。

平坦地では理想的に純計算上可能であろうが傾斜地の多い地形では難しいだろう、切土の土砂仮保管場所、安全確保の詳細計画が知りたい。

「造成後の法面には種子吹付工等を行って緑化を行うとともに一部の造成地には植栽を施す」とあるが法面の角度が示されていないが、種子吹付で法面崩壊が発生した事例は 霧島市霧島永水字 トンダン 3584 番 1 外の工事現場で確認できている。

10 度以下のパネル設置面積 632,816 m²を確保するには勾配のきつい法面にならざるを得ないと思われる。見解を示せ。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-12

意見タイトル：1号調整池

1号調整池のHWLは381m、1号調整池のパネル設置場所の整地前の最高標高は500m、標高差120mある。北東側稜線からの傾斜は30度以上と推察される。1号調整池の切土盛土図では西側を切土し、扇山三角点方向に盛土する構想図がある。盛土の高さと稜線の差をどのように見積もるか？

1号調整池の流域の切土盛土した結果の高低の理解できる図の提供を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-12

意見タイトル：5号調整池

5号調整池のHWLは359m、1号調整池のパネル設置場所の整地前の最高標高は430m、標高差70mある。5号調整池の切土盛土図では低い西側を切土し、高い東側に盛土する構想図に見える。5号調整池の流域の切土盛土した結果の高低の理解できる図の提供を求める。

5号調整池からの流末水路の図示している場所は、大きな石が存在する危険箇所である。地権者の了解を得た構想か？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和 2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1 : 法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2 : 電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容 : 霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ :

意見タイトル : 風

計画地 632,816 m²の傾斜角度10度以下を確保し、258,133 枚のソーラーパネルを設置する構想が示されているが、その為には急傾斜の法面確保が必要と思われる。急傾斜の法面は風の流れを変え、近隣住宅、農地に甚大な被害を及ぼす恐れが強い。霧島市牧圃町高干穂字小谷 3254番 29 外に建設されたメガソーラー現場で被害が発生している。

万が一、近隣住宅に被害が発生した時に補償が出来るか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：河川逆流

2019年7月6日、岡山県倉敷市真備町で大河川と小河川の合流個所で小河川の水が逆流し大きな被害が出ました。霧島町の湯之宮地区でも狩川と相尾川との合流個所で度々、同じ現象が発生し、相尾川の水が流れて行きません。河川改修が行われないままであれば、相尾川の近辺にお住いの方々に被害が及びます。

メガソーラー建設とは無関係な事ではありません。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：Fit 法ガイドライン

Fit 法ガイドラインでは事業計画作成の初期段階から太陽光発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要と規定されている。

SEJは霧島市との協議において、環境影響評価手続きに先行して地域住民に対して説明するとしていたが、説明も無いまま、民有地に無断で立ち入り、測量を実施し、唐突に環境影響評価方法書の公告縦覧を行った。説明会に於いても、対話する姿勢を示さず、霧島市、霧島市議会、地域住民が反対であっても事業を遂行する決意表明の場であった。

法、条例に沿っているとしても、地域住民の平和的生存権を脅かす行為には納得できない。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：急傾斜地

傾斜地の車の登坂応力は18度というデータがあります。計画地における18度以上の傾斜地の面積を公表ください。方法書説明会でパネル設置場所の傾斜は10度以下との説明がありました。切土が2,207,397㎡、盛土が2,157,049㎡する事によってパネル設置面積632,816㎡を確保する構想と思われますが、急角度の法面が必要と思われます。20度以上の法面が出現するか公表願います。20度以上の法面の発生場所も公表願います。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-1

意見タイトル：調和

対象事業の目的に「事業の実施に当たっては防災や周辺環境との調和等に配慮する」との記載がある。まさしくこの文言が我々の最大の懸念である。具体的対策の実施計画が見当たらない。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和 2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-7

意見タイトル：残置森林

事業実施区域の面積 1,346,535 m²のうち、外縁部を中心に 619,812 m²の森林を残すとの記載がある。この残置森林は現状のままですべて手を加えないとの理解でよいか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-7

意見タイトル：道路擁壁

市道狩川線、倉迫付近で市道を跨いでパネル設置が計画されている。市道面とパネル面の高低の差はあるか？

もし、パネル面が道路敷より低ければ、道路崩壊の懸念があり、ダイワリゾートの住人の生活道路が奪われる。市道協の急傾斜地の詳細な工事計画を要求する。地盤改良、擁壁のミルク注入等が必要ではないか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-9

意見タイトル：パネル設置後のイメージ

パネルのイメージ写真では詳細がわからない。全て平坦に整地してパネルを設置する事を意味するか？ 法面へのパネル設置は行わない事の明記を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-11

意見タイトル：工事工程計画

これだけの広大な土地を触る割に工期が足りないのではないかと、ただ線を引いただけに見える。

工事行程計画に沿って施工するつもりと理解してよいか？

施工中の災害発生に対し何処から掘削し安全配慮を如何にして工事を進めるかが判別できない。

大事な事は地質、地形を理解した上での安全配慮である。

安全配慮義務について、十分検討した工程と理解してよいか？

3.5 か月で7つの主要防災施設である調整池を完成させるには相当な重機、作業員の投入が必要であろう。投入重機の台数、サイズ、騒音量の明示を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和 2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-10

意見タイトル：PCS のイメージ

小型の PCS を設置すると言う理解で良いか？

大型の PCS はかなりな「うなり音」を発する事は承知している。

事実と違うのであれば、信頼性を損なう方法書である事を自覚されたい。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-11、2-12

意見タイトル：調整池

調整池の具体的な設計値まで記載されているが、それぞれの調整池の流域範囲、擁壁の高さ、面積、オリフィスのサイズの記載が無い。

計画地は粘土、シラス、軽石が混ざっており、調整池にはこれらの土砂が流入する。調整池の常識として土砂堆積の部分^{※1}を確保して、LWL,HWL の設定が為されるはず。明らかにして欲しい。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：生活道路

白土方面からダイワリゾートへの道路は生活道路である。

ここの道路にもパネル設置が計画されている。

地域の利便性を損なう行為は許せない。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-13

意見タイトル：伐採工事

再利用可能な木材については薪材やパルプ材として売却するとあるが、搬出の車両が市道を走行する事になる。交通事故の懸念が発生する。

「その他木材については必要に応じてチップ化し、濁水流出の追加的対策が必要と思われる場所などに適量敷設する」 チップ化は現地で行うのか？ そうであれば騒音の元凶となる。

チップ化し敷設するとの記載がある。腐食し災害の原因となる。

伐根材の処理はどのように扱うかの記載が無い。

この項の説明は曖昧であり、容認できない。

関係法令を遵守し、適切に廃棄処分する。法とは何か？ 適切とは何か？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：補償

住民は危険な場所であり、土砂流出、河川氾濫が発生し、災害が発生する懸念を伝えている。

地域住民の住戸への被害、農業被害、地域インフラの被害、アユ漁への被害、下流日当山地区の浸水被害、海域への土砂流入の被害、人的被害も想定される。

今まで経験した事の無い雨量、台風などが発生する事は気象庁も警告し、対応を促している。

極めて多くの霧島市民が被害を受ける。これらの被害を補償する用意があるか？

具体的に示されたい。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-87

意見タイトル：河川

近隣河川状況の記載が無い。

近隣には本流の霧島川、2級河川：狩川、準用河川：狩川、準用河川：相尾川、準用河川：赤谷川、準用河川：菅谷川が存在する。これらの河川の流量変動は農業への影響、地域の安心安全に大きく関係する。これらの川に関する環境への影響は無いと判断しているのか問う。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-12

意見タイトル：調整池不同意

7個の調整池の配置図がある。

これらの調整池からの流末処理は狩川、霧島川との説明を受けた。

この説明は妥当ではない。

計画地付近に存在する準用河川は地域の農業用水として重要な位置づけである。

調整池からの流末をこれらの準用河川に流すには水利組合の同意が必要である。

同意が得られるとの目算で作られた計画であろうが、近隣水利組合は不同意の意思を示していることを承知の上での構想かを問う。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年3月23日

1. 住所・氏名

〒899 - 4332

住所^{#1} 霧島市国分中央

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

鹿児島県の霧島地区は、古来より天孫降臨、瓊瓊杵尊が祖母、天照大神により地上に派遣され降り立った高千穂峰の麓の土地、神話のふるさとして日本人の心の拠り所となってきました。日本人は自然の中に神々を見出し、山も、木も、岩も、川も信仰の対象としてきました。

この度御社が太陽光パネル設置のために、木を切り、造成を計画する土地は、古くから霧島神社への参道の景観を形作る風景として、人々が大事に守ってきた土地です。

この土地に「メス」を入れるということは、この環境を破壊することです。

御社の作成した^{本誌}準備書では、この日本の「伝統文化」への影響がまったく考慮されていません。文化・伝統も立派な環境なのです。この伝統文化への影響を調査項目として取り上げてください。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年3月23日

1. 住所・氏名

〒899 - 4332

住所^{※1} 霧島市国会中央

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書

この度御社が用意した準備書によると、環境への影響を調査する企業は御社が指名し、費用は御社が負担するようです。これでは公平な調査が行われるとは思われません。御社により指名され、費用が支払われる企業には、当然のこととして、御社に都合の良い調査結果をだすインセンティブが働きます。

そこで、この度の調査に当たっては、我々地元住人が選ぶ調査会社による影響調査も並行して行いたいと思います。費用は我々が負担しますので、調査に必要な地点へのアクセスを許可願います。調査の日時、調査地点等については、事前に御社に通知いたします。

不許可とする場合にはその理由を述べてください。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月23日

1. 住所・氏名

〒899 - 4332
住所^{#1} 霧島市国分中央

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書のページ2-9、2-12に、設置されたパネルの写真がありますが、この度御社がパネルを設置される場所はこのような場所ではなく、急傾斜な土地を造成した土地に設置されるわけで、周囲の景色も全く異なる筈です。もっと現実に近い周囲の景色を背景とする写真を掲載してください。

調整池ですが、シラス土壤に雨が降ると、普通の土地に比べ大量の表土が調整池に流れ込みます。調整池は、土砂で満杯になると流れ込んだ土砂を搬出する必要があり、その度に費用がかかります。御社は年間に何回程度の土砂搬出を見込んでいるのか、また、その費用をいくらと見込んでいるのかを示してください。

20年後のパネル撤去の方法などを述べていますが、撤去費用に不安があります。見積額は幾らかを示してください。その費用に相当する額を市に担保提供してください。銀行発行のL/Cなど、銀行の保証書で結構です。

跡地利用はその時点で「検討する」とありますが、パネル撤去後の広大な土地は「禿山」であり、この土地の特性から植林は困難、あるいは、非常にコストのかかるものとなります。跡地利用を「その時点で検討する」というのは「計画」ではなく、無責任です。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月23日

1. 住所・氏名

〒822-4382

住所^{#1} 霧島市霧島

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} 090(9705)0443

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすること
がありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

鹿児島県の経済にとって観光は重要な産業です。中でも、霧島神宮が含まれる霧島地区は、内外から多くの観光客を呼ぶ人気スポットです。言うまでもなく、バスなどの車窓からみる景色は、観光客のその土地の印象を大きく左右します。

御社がパネルを設置する土地は、県道60号線の東側、市道永池狩川線の両側になります。この2本の道は、霧島神宮、高千穂牧場、高千穂河原などの人気の観光地を訪れる人々が通る道で、幹線観光道です。このような場所でのパネルは目障りであり、観光客に不快な思いをさせることは必至で、長期的観点からは鹿児島県の観光業に大きなダメージを与えます。

方法書によると、6地点からパネル設置後の景観をフォトマジュールによって示すとありますが、これでは実際の景観の変化を示すには不十分です。ムービー・モジュールを使って、60号線の霧島峠から霧島神宮まで、霧島神宮駅から永池狩川線経由での霧島ロイヤルホテルまでの景観を示してください。

また、フォトモジュールによる景観の調査地点に、60号線の霧島峠からの霧島連山を望む景観を入れることは必須です。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3 月 25 日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所^{#1} 霧島市霧島大塚

氏名

■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大塚地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

計画されている所は私の家から50°~60°の傾斜を100mも行かないような所にあります。今までも大雨の度に避難勧告が出る毎に避難してききましたが、雑木や竹が生い茂っているおかげで持ち堪えてきました。そこを木が切り倒され造成されれば豪雨災害のリスクが非常に高くなります。家の両側にはかねては流れない大小の石のある小川があります。大雨になるとそこを恐ろしい程の勢いで溜流が流れて行きます。下流に行けば鍋窪押川駅前と田や住宅も沃山あります。特に霧島は雨が多い所です。近年経験した事のないような豪雨災害があちこちにあります。災害が起きたらソーラー開発のせいとしか言いようがありません。そのような住民に不安を与えるような計画は絶対にして欲しくありません。

3月17日会社側の説明会の時、当方の方には是非私の所に現場を見に来て下さいと申し上げましたが、今だ何の連絡もありません。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所^{*1} 霧島市霧島下窪

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号^{*2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

3. 最も懸念されるのは水害です。相尾川下流で稍作してしま
実家もあり、浸水、田んぼは全滅の経験があります
最近、ちょっと降ったな感でも増水しており、梅雨のつな
台風などの大雨で被害のリスクは上がってきています
調整池でコントロールできるとは到底思いません。
相尾川、常谷川への放流など考えられませんが(方法書では2つの
河川には触れられてないと思います。)

ト. 現地は 霧島火山帯のすぐ近くです
火山灰の被害は想定外でしょうか。灰に埋もれたパネルは
どうしますか。放置されるおね。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒

住所^{*1}

霧島市霧島大窪

氏名

■■■■

電話番号^{*2}

()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

1. 現地は市の鳥獣保護区に指定されていると思います。猪・鹿・狸
 キジ・ヤマドリなど個人で確認しています。開発された場合、広大な敷地の
 獣類は向かへ行くんじゃないか？ 現在、里山の農作物が盗害は
 目に余るものがあります。更に被害拡大の恐れがあります。
 また、渡り鳥も確認しており、鳥達にとっては、えさ場がなくなり
 寝ぐらも無くなります。ソーラーパネルの反射光が及ぼす影響を
 考えた事がありますか。

2. ソーラーパネルのリサイクルは確立されていません。原発の放射性
 廃棄物と一緒です。ソーラーパネルは年々、確実に劣化していきます。
 約20年後、性能の落ちた何十何百というパネルは、張り替えますか
 放置しますか。その頃、ソーラー発電は時代遅れになっていると見ても
 後地は料みに渡って責任を持てますか？
 の保全

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 月 日

1. 住所・氏名

〒899-4203
住所*1 霧島大窪

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

- ・ 年間降雨量が大きく、過去、多くの災害が発生している
- ・ シラス台地であり、急傾斜地が多く、土石流が発生しやすい地域である。
- ・ 日本最初の国立公園として観光立県(市)として根幹部分であると思われ、自然や景観を壊してまでやるべきでない。
- ・ 地元の市長、市議会、地元住民が反対表明している事、事実として認識してほしい。
- ・ 私は、この案件に絶対反対である。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 3月 27日

1. 住所・氏名

〒899-4205

住所*1 霧島大窪

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

・ 過去何回も水害にあつてあり、地形上上流域にソーラーなど出来るのは及ばず

・ 木を切つて、斜面を削つたり、景観が悪く、大雨が土砂が流れ、災害が起きます

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 〇 月 〇 日

1. 住所・氏名

〒899-5421
住所^{#1} 鹿児島県 姶良市 東餅田 4/A-X

氏名 野呂 正希 電話番号^{#2} 0995 (66) 4102

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

予定地は急斜面でかなりシラスで雨に打たれて大変弱い山地。
ただシラス、そのために造成する時、シラス土砂は流水と
ともに増える。流速や流量に比例してはたして土砂が
増えることになる。

今回のような豪雨の地域状況では今後に対する災害が
おこり、集落や町畑、下流域には大きな浸水や
被害も想定できる。

よってこの工事は中止すべき。保障がどれだけの？

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年3月26日

1. 住所・氏名

〒899-4201

住所※1 霧島市 霧島田口

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号※2

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報 は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

計画に断固として反対します。

計画中の山林はシラス地であり、この急傾斜地の木を大量に切り倒し、掘り起こせば、土砂崩れなどの大規模な災害が起るのは素人でも想像できる事です。実際、2019年6月の豪雨により、霧島町の41MWメガソーラーでさえも陥没と地盤崩壊が起きています。

また、この霧島は日本の歴史上とても重要な所です。特に霧島田口は、日本の神話と信仰の山とされる高千穂峰の麓に位置している一帯で、霧島神宮を始め、歴史的、文化的に貴重な土地です。地元の人達はそれらを古代から大事に受け継ぎ、誇りに思いながら代々守って来たのです。

私は霧島人、鹿児島人、日本人として、貴重なこの土地の自然、そして歴史、文化をも破壊する様な行為とも言える、この無謀な計画を絶対認めません。断固として反対します。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 3月27日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所*1 霧島市霧島田口

氏 名 ■ ■ ■ ■

電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

・ 最近の異常気象による、大雨に対応できる調整池などの整備を、想定外の含めることが出来るような施設となるようお願いしたい。

・ 生息する動植物を可能な限り守る様に設計していただきたい。

・ 川や水路にシラスが流れ込まない様に十分な対策を交して欲しい。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 31日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4203

住 所^{*1} 霧島市霧島大窪

氏 名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{*2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報には本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

- 調整池5号 鍋窪地区への放流は、菅谷川の源流であり幅1mくらいの小川くらいしかない
 - ・ここへ大量の雨水を流すのか? P12 図2-10
- 調整池7号 水を放流する河川・小川がありません
 - ・どこへ水を放流するのでしょうか? P8
 - ・狩川まではかなりの距離があり、畑・宅地などをどうやって水を流すのか?
- 大田水源地周辺(小窪)は、斜面は大きな岩で占めており、ここを開発するには大きなリスクを伴うことは見えています・・・斜面崩壊や土砂流出など
 - ・相尾川の源流にあたり、下流域へ大量の水が一気に流れ、川の水量が増大することは目に見えています P8
- 相尾川の川幅・深さ P8
 - ・調整池4号・5号 相尾川へ放流予定
 - ・狩川との合流手前でも川幅 3.2m 深さ 2m しかありません
 - ・川沿いに民家も多数あり、台風や梅雨時期などは増水時川が氾濫することは想定でき、非常に危険である
 - ・平成5年・平成22年に湯之宮・駅前地区は甚大な被害を受けている
昨年(令和元年)の梅雨時期でも、あと1mくらいで川が氾濫するところまで水位は上がってきた
 - ・令和元年の15・19号台風で関東東北地方に多大な被害をもたらし、また近年線状降水帯も多数発生し、大きな被害をもたらしている

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 31日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4203

住 所^{※1} 霧島市霧島大窪

氏 名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

- 永池～狩川線の左右の山林は、現在でも先が見通せるくらい雑木などの本数が少ない
 - ・残置森林を残すというが、遠くが見通せ、残置森林の役割を果たすのか？
- 小窪周辺の木は、現在既に伐採してある所が多数ある
 - ・地元で詳しい人の話では、金になる木は伐採してあるとのこと
 - ・近年は大型重機の使用により木を搬出し、斜面は切り崩され土砂流出が見られる山が多い・・・植林がなされないと土砂崩壊がおきる
- 開発による切土・盛土 P15
 - ・切土 m² 盛土 m³
 - ・5万立米以上の残土をどこへ持って行き、盛土をするのか？
 - ・残土を置いたところから調整池へ溜まるというが、すぐ満杯になることは目に見えている
 - ・地すべり・土石流を引き起こす可能性が高い！
 - ・小窪地域は、土砂災害警戒区域の指定地域となっている
- 鹿児島空港を離発着する航空機が、霧島の上空を通過する P19
 - ・ソーラーパネルがあることにより、航空機の上空通過時に乱反射など大きな悪影響を及ぼす恐れがある

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 3月 31日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4203

住 所^{*1} 霧島市霧島大窪

氏 名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{*2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報¹は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書²の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

- ソーラー予定地は、雑木がまだ残っており、動物にとっては貴重な餌場となっている P25
 - ・餌場が少しでも減ることにより、駅周辺の集落近くまで降りてきて、人間の生活を脅かすことになる P25
 - ・小動物がフェンス設置により、道路を横断しても反対側へ行けなくなり、また戻るという行動が繰り返され、道路で事故にあう可能性が増えてくる
 - ・開発地域は鹿児島県指定鳥獣保護区の指定地域になっている

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-15

意見タイトル：パネル設置工事

「人力による作業が主体となる」の表記は機械作業を行わない事を意味するか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-17

意見タイトル：環境保全対策

- ・ 建設機械等からの重油流出の対策が見当たらない。
- ・ 搬出入ゲートでのタイヤ等の土の払落し、これは口で言うほど簡単ではない
- ・ 濁水濾過フィルターはすぐ詰まり機能しない。近隣の建設現場で確認済。
- ・ 転圧、締め固めでシラス台地のガリー浸食、土砂流出は防げない
- ・ 種子吹付では土砂流出は防げなかった事例有り、全ての法面、平面に芝生貼りを鹿児島県が指導した事例有り
- ・ 伐根、チップ化した材は埋め戻しに使わないとの確約を求める。
- ・ 地域住民の立ち入り調査権の保証を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-20

意見タイトル：発電事業終了時の計画

工事中、供用中でも台風、崩落等でパネル棄損の恐がある。

廃棄物処理のマニフェスト公開を求める。

全発電用の機器、装置を撤去後であっても、調整池の保守、洪水防止の保守等をおざなりにする事は許されない。跡地利用は霧島市、関係機関と協議するにしても、洪水防止、環境保全対策の明記を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-3

意見タイトル：大気環境の状況

溝辺観測所は約 13.33Km離れている。

近年の局地的豪雨の発生などを考慮すると溝辺観測所のデータは使うべきでない。

霧島地区内であっても、降雨、風向きなどは異なる。早期の計画地近辺の定点観測を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-5

意見タイトル：大気質

大気汚染の指標として霧島市国分中央の霧島測定局を用いているが、計画地と国分市街地は全く異なった大気質であり、指標として用いるべきではない。

計画地付近は風光明媚、良好な環境である。早期の計画地近辺の定点観測を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-13 2-18

意見タイトル：造成工事

切土、盛土の土量バランスを図るとの記述があるが、50,348 m³のバランスが取れていない。切土と盛土の差の 50,348 m³の扱いについて土量が余剰となった場合、適正に処分するというが理由が無い。適正に処分とは何か？ 場外に搬出しないとの記述がある。算出の根拠がない方法書である。

2-18 には「盛土面等については、速やかに転圧・締め固めによる表土保護工を行うことで、土砂の流出防止に努める。」とある。流出防止に努めるとは何を意味するか、流出させないとなぜ、書けないのか問う。

シラスはどれほど、転圧してもガリー浸食が発生する事は近隣の霧島市霧島永水字トンダン 3584 番 1 外の事例がある。シラスの危険性を認識しない造成工事である。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年3月27日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所 鹿児島県霧島市霧島大窪

氏名 ■■■■ (霧島大窪 相尾水利組合所属)

※1：法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報には本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

備考) 2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

まず、先般行われました説明会についてですが、私個人が開催前に要望がありまして、南日本新聞に高齢者ではまず読めない小文字で記載してあった⑧の事務所の電話番号に、3月17日以前に数回電話をかけてみました。しかし貴社はすべて不在でありました。私としては、今世界を騒がしている武漢ウイルスによる感染拡大中の為、不要不急の用事以外はしないよう国民に対して政府が呼び掛けている最中の会合はいかがなものかと、しばらくの延期をお願いしようと思っておりましたが、まだ寒い霧島のこの時期において、密閉空間で予定通り開催されましたので、家族の中に80代の高齢の母もいるため、出席を見送り、電話も出ない貴社に対してやや憤りを感じているところでございます。

さて、表記のとおり、わたくしは数百年前からの先祖代々の水田を耕作しており、所属は相尾水利組合です。水利組合も高齢化してきているとはいえ、準用河川の相尾川の湧水を利用し、組合の皆さんと共に毎年おいしい米づくりを目指し、農業を実施しているところでございます。

私どもが利用している相尾川は、霧島山麓から搾り出る湧水が主成分であり、濃厚な自然のミネラルを含んだ冷たい清水で年間を通して水温約20℃で安定しております。これを貴社の開発で雨水の流末を流されますと、水田耕作環境・水田自然環境が一変する恐れがあるため、環境保全の見地から色々と以下意見を述べさせていただきます。

○まず本相尾水田地域の以前の災害と豪雨状況について

貴社の開発予定している霧島田口扇山他隣接地域は、約30年前、霧島リゾートランド(株)が別荘開発の為、一時林地開発事業に着手し、道路などの一部法面を削り別荘地開発を進めていました。しかし、1993.6.23に霧島地区全域に大雨が降り、開発地域の流末を相尾川につないでいたため、伐採したスギ立木やガ石そしてシラスをともない、相尾川を決壊させ、田植後の定着した当相尾地区の水田を濁流が流れ、近くの人家は浸水する「人災」がありました。そして我が組合員が県庁林務部に出向き、現地確認指導を要請し、後日県が開発業者に強力な指導をされ、そののち資金繰りか何にかの詳細は分かりませんが開発はとん挫で今に至っていると思っております。

当時の一部画像



これは後程分かったことですが、調整池が不備だったようです。この際の大雨の時間最大雨量と連続 24 時間雨量が何ミリだったのかは記録がありません。分かっていることは、この相尾川での受入られる水量は少なく、開発前も災害もない環境だったことから、開発が写真のと通りの災害原因だったことが言えます。

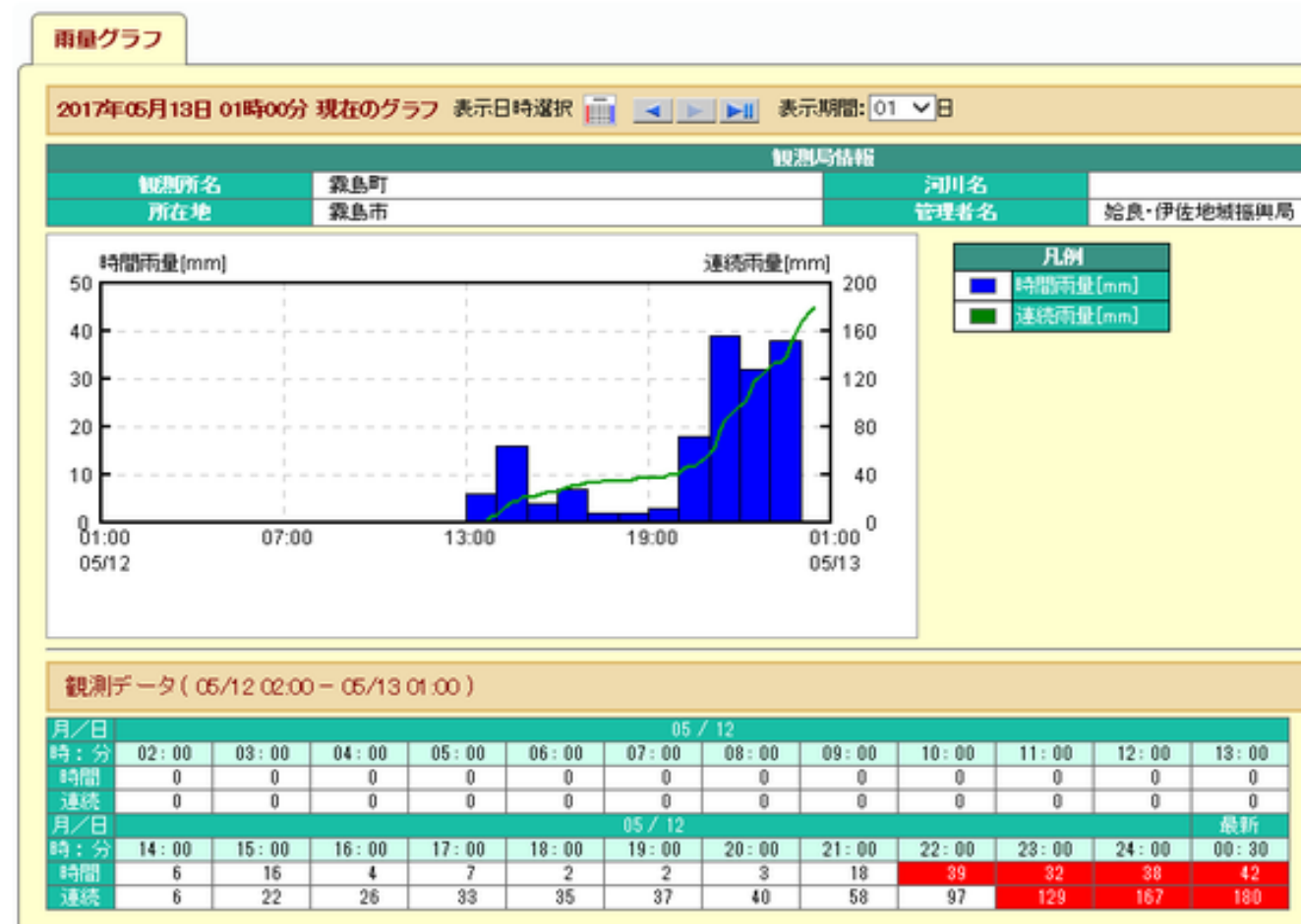
そして、行政による災害復旧河川工事で、今の 3 面張りの構造物が作られています。最近になり地球温暖化の性なのか 2016 年 6 月 28 日と 2017 年 5 月 13 日に大雨により相尾川がすぐ満水となり、川幅が小さいため災害の危険を感じていたが、翌 2018 年 7 月 7 日の全国的な梅雨末期的の豪雨が発生した時に、相尾水田地区中間部の一番狭いと思われる護岸から河川水があふれ、一部水田を濁流水が流れたため、準用河川の管理者である「霧島市」の霧島総合支所担当が流入護岸を 2018.7.10 に確認され、霧島市は昨年 2019 年 9 月に護岸補修工事を行っております。

その際の雨量は以下のとおりです(霧島総合支所設置鹿児島県雨量観測データによる)

2016.6.28 豪雨と 2017.5.13 豪雨



13~14 時の 1 時間に 52mm でも相尾川は満水状態となった



約 40 ミリの雨が 4 時間続くと、相尾川は満水状態となった

2018.7.7 分は手元にデータ無し。

さて、先ほども申しましたが、近年の地球温暖化により、昔の大雨から線状降水帯をともなう豪雨に変化し、約 10 年前の平成 22 年 7 月 3 日に霧島地区に 1～2 時に 88mm、4～5 時の間の 1 時間に 126mm で累計雨量 406mm の集中豪雨があり、手籠川が大氾濫した永水水害が発生した。その際の原因は開発途中のゴルフ場の調整池の不備だったと住民は訴えたが、霧島市行政の住民への説明では想定外の豪雨による災害としてゴルフ場に起因するものではないとした。

しかし、10 年前のこの集中豪雨災害は、**現在は想定内のもの、想定できるものになった**と私は思っております。

○調整池についての意見

方法書によると

4) 調整池

伐採・造成工事に伴い、事業実施区域からの雨水排水量の増加が想定されるため、事業実施区域を 7 つの流域に分けて、各流末に調整池を設置して流出機能を調整する。また、調整池の設計は森林法及び都市計画法に基づき行い、今後、鹿児島県土木部河川課と協議を行い決定する。

とあります

調整池の調整方法と流失機能や設計は今後、鹿児島県土木部と協議するとしか書いておらず詳細は不明。水環境を利用してきた私どもに対して、不安と謎でしかなく、これで調整池に対しての環境の意見を住民が述べよというのは無理であります。とてもじゃないが水利組合の理解を得ようとは思ってはいない。良識ある企業ではないのではないのか。

○防災工事についての意見

方法書によると

2.4.2 防災工事

防災工事の主な内容は、調整池の設置、暗渠排水管の敷設、土砂流出防止工事等である。調整池は土工事（造成）の前に設置することで、土工事以降の期間中の各流域の土砂等流出防止機能も持たせるものである。工事期間中は調整池とともに適宜仮設沈砂池を設置し、工事区域からの土砂等の流出を防止する計画である。

現時点における調整池の配置と放流経路は図 2-10 に示すとおりであり、調整池は事業実施区域内に 7 ヶ所設置し、合計調整容量は約 8.5 万 m³である。各調整池の緒言を表 2-4 に示す。調整池の設計は森林法及び都市計画法に基づき行い、今後、鹿児島県土木部河川課と協議を行い決定する。

とあります

調整池の位置は大体理解できたが、調整地の意見と同様に調整池の設計は今後、鹿児島県土木部と協議するとしか、ここにも書いておらず詳細は不明。健全な水環境を利用してきた私どもに対して、不安と謎でしかなく、これで防災工事についての環境の意見を住民が述べよというのは無理である。開発において、とても水利組合の理解を得ようとは思ってはいない。本当は悪質な企業ではないのか。

○調整池のサイズについての意見

方法書によると

表 2-4 調整池の緒言

| 項目 | 調整池 1 | 調整池 2 | 調整池 3 | 調整池 4 | 調整池 5 | 調整池 6 | 調整池 7 |
|------------------------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| HWL (TP : m) | 381 | 390 | 354 | 320 | 359 | 309 | 305 |
| GL (TP : m) | 377 | 386 | 350 | 316 | 355 | 305 | 301 |
| 流域面積 (m ²) | 115,700 | 197,800 | | 192,300 | 44,700 | 166,500 | |
| 調整容量 (m ³) | 15,736 | 10,906 | 11,940 | 21,678 | 5,224 | 4,790 | 15,202 |

備考) HWL : 調整池の水面の最高標高、GL : 調整池の池底の標高

とあります。

住民だれしも調整池のサイズを具体的に知りたいのに、7 個の調整池の標高が記載してあっただけでとても分かりにくかった。よく見てみると、どの調整池もたった 4m の深さしかなく、具体的な構造は謎のままだが、低すぎると感じた。

低すぎると感じたので、今や想定内の永水水害の連続雨量 406mm が降った場合にどうなるかと単純計算してみた。

実際は調整する排出口(オリフィス)の大きさで、調整排出容量が異なると思うが、貴社の流域面積合計 717000 m² の雨水のみ対象とみるのは論外で、貴社の森林開発区域だけ(上部他区域の流入水は除いた場合)の 1346535 m² の面積に、過去最大の 1 時間雨量 126mm が降ったと想定して、計算すると、1 時間場外に水を 1 滴も出さない状態で(ただのため池状態)でしかも、開発地域の土地への浸透水を無視した場合、高さが 4m の調整池に流入する水量は

$$0.126 \times 1346535 \text{ m}^2 = 169663 \text{ m}^3 \text{ となります}$$

方法書の土地利用計画の概要を見ると

表 2-1 土地利用計画の概要

| 区分・用途 | | 面積 (m ²) | |
|-------|-------|----------------------|---------|
| 改変区域 | 施設用地 | 632,816 | (47.0) |
| | 管理用道路 | 48,000 | (3.6) |
| | 造成緑地 | 15,208 | (1.1) |
| | 調整池 | 30,699 | (2.3) |
| 小 計 | | 726,723 | (54.0) |
| 非改変区域 | 残置森林 | 619,812 | (46.0) |
| 合 計 | | 1,346,535 | (100.0) |

備考) () 内の数値は、全体に占める割合 (%) を示す。

調整池の面積は 30699 m²とありますので

$$169663 \text{ m}^3 \div 30699 \text{ m}^2 = 5.5\text{mの水位 となります}$$

1 時間にどれだけの場内流末を、きれいにしてオリフィスから流されるのかは存じかねますが、たった高さ 4m の調整池では永水水害を起こした想定内 1 時間の雨でも、この方法書の調整池の計画では必ずオーバーフローすると推測します。ましてや、想定内の連続雨量 406mm で、しかも開発上部区域の流末を考慮すれば、これは、相尾地区の水田環境だけではないことになるのではありませんか。

現状の開発区域が自然の森林による水源かん養機能を有し、自然の木々や植物落ち葉が大昔から自然の調整機能を有していたものを開発で壊すのですから、当然、開発下流域の河川・水路・大窪駐在所・湯之宮自治住民・駅前自治住民・公営住宅・霧島総合支所・霧島川流域・隼人松永区域住民・松永水路・天降川流域そして湾奥の漁業と住民の生活の環境が変わるとご意見します。

ならば、勝手ながら、調整池が水害をもたらさない容量規模に、仮に変更されたと言うことでご意見申し上げます。

我が相尾水利組合は、平常時の川水量は少ないため、相尾川に 190 cm の 6 枚の板により、2 つの U 字溝水路にほぼ 90 パーセントの湧水を 5 月から 10 月まで引き入れております。

水田耕作時の水路組合の堰板係は、私でございます。

ここ数十年堰板での流量調整は、水田耕作者の為に、まめに行っています、豪雨ともあれば、水路決壊を防止するために、堰板をすぐに外す作業を行っておりますが、近年の予測できない豪雨には間に合わないこともあり、相尾川が満水で流れてきた場合は板の取り外しも命の危険と隣り合わせでございます。近年も何度もなく水量が増すこともありますが、2~3 日すれば水量も減り、水色もほぼ透明となり、河川から水路に水を引き入れることが可能となります。

仮に貴社が、調整池を絶対災害の出ない規模に拡大された場合でも、大水のあった場合は、調整池から水上限が定水位になるまで流されるのですから、方法書調整池の説明不足で詳細は謎なのだが、大きくすれば大きくする分、水量が多く、相尾川の水位が安定するまで日数が掛かると考えます。我が相尾水路には堰板をかけて 2~3 日以内では水を引き入れることは困難になると考え、4 番と 6 番の調整池の流末を相尾川に流すことは、相尾地区の水田耕作自然環境が完全に一変し、水を引き入れる環境が困難になると意見いたします。

開発地域の全流末を錦江湾口まで大型パイプラインで流すことが、下流域に災害をもたらさない、そして環境を壊さない最適な措置だと私は思いますがいかがなものでしょうか、追加でご意見をいたします。

○造成工事についての意見

方法書によると

2.4.4 造成工事

造成面積及び土量を表 2-5 に、切土・盛土計画平面図を図 2-11 にそれぞれ示す。

現段階の設計上の造成土量は切土が 2,207,397 m³、盛土が 2,157,049 m³であり、切土が約 5 万 m³ (約 2.2%) 多い計算となっているが、現地形を生かしつつ、切土・盛土量を調整して土量バランスを図り、土砂の場外への搬出、場外からの搬入がないようにする計画である。仮に、土量が余剰となった場合には適正に処分する。

造成後の法面には種子吹付工等を行って緑化を行うとともに、一部の造成地には植栽を施す。その他の造成地のうち未利用地について、土地の安定性の確保等の観点から必要である場合には種子吹付工等を行う計画である。

とあります。

土地の安定性の確保等の観点から必要である場合には種子吹付等を行う計画である。とあります

必要である場合という、具体的な状況が分かりません。まさか、災害を起こし問題が生じてから、必要であると感じた時点ではないでしょうね。種子吹付等の等もほかになにがあるのか不明です。

これではまったく分かりません。不明確な造成工事の説明であることを環境保全の点からご意見いたします。

○環境保全対策についての意見

方法書によりますと

2.5 環境保全計画

事業の実施に伴う大気質、騒音、振動、水質、動植物、廃棄物、景観など周辺地域の生活環境及び自然環境への影響を低減するために保全対策を講じる。

現時点で計画する環境保全対策を表 2-6 に示す。環境保全対策の内容は、本環境影響評価の結果を踏まえて見直すとともに、事業実施中のモニタリング結果に応じて適宜追加対策を講じる。

とあります。

ここにも、などと言葉があります。ほかに何があるのですか具体的に方法のご説明くださるようご意見いたします。

○水質汚濁防止の意見

方法書によると

| | | |
|----------|--|---|
| 水質汚濁防止対策 | <p>①造成工事に先立って調整池を設置するとともに、必要に応じて濁水濾過フィルターの設置、凝集沈殿処理などを行って、濁水の流出を防止する。</p> <p>②必要に応じて、各工事区域に仮設沈砂池、沈砂拵などを設置して、土砂の流出を防止する。</p> <p>③盛土面等については、速やかに転圧・締め固めによる表土保護工を行うことで、土砂の流出防止に努める。</p> <p>④造成法面は、種子吹付工等により早期緑化を図る。</p> | <p>①存在・供用時の雨水排水は、調整池に集水して放流する。</p> <p>②造成区域に碎石を敷設する場合は、有害物質を含まない良質な製品を使用する。</p> <p>③敷地内の雑草の駆除に、除草剤等の薬品は使用しない。</p> |
|----------|--|---|

とあります。

左①の「必要に応じて濁水通過フィルターの設置、凝集沈殿処理などを行って、濁水の流失を防止する」と説明がござい
ます。必要に応じて、と判断はだれがされるのでしょうか。開発完了以前以後も判断は誰でしょうか。必要に応じての
判断は大雨降って流末が実際濁った場合にとという意味でしょうか。まったくわかりません。前も申しましたが、方法書の説明
が謎すぎます。具体的に住民にわかるように書くべきです。そして濁水の流失を防止すると書かれています。後からの手
法では濁り水を出すのでうんぬんと書かれています。つじつまが合いません。貴社はうそつきですか。ここに記載のあ
る通り、完全な形で濁水の流失防止を貫徹しますよう環境保全の観点からご意見いたします。

さらに右の①に存在共用時の雨水排水は調整池に修水して放流するとあるが、これは濁水防止策の後で調整池に集水
してオリフィス調整でどのくらいの量を流すのか不明！ 前も意見を述べたが具体的に分からないので全住民が理解ので
き納得のいく説明を環境保全の点から意見いたします。

○影響要因の把握についての意見

方法書によると

| | | |
|-------|------------|---|
| 工事の実施 | 雨水等の排水を行う。 | 一般的な事業の内容と同様である。 事業実施区域は、霧島川とその支川である狩川の間であり、事業実施区域からの排水はこれらの河川に流入する。 本事業では事業実施区域を流域区分し、各流域の末端に仮沈砂池も兼ねた雨水調整池を設置する。 |
| | | |

とあります

霧島川とその支川の狩川の事だけは、ここに書いてあります。相尾川には4番と6番の約1/3区域の流末を流す予定ならこの欄も具体的に記載すべきである。環境保全を考える点から意見を申し上げます。

○選定した環境影響評価項目についての意見

方法書によると

表 4-2 選定した環境影響評価項目

| 影響要因の区分 環境要素の区分 | | | 工事の実施 | | | | 土地又は工作物の存在及び供用 | |
|--------------------|-----|--------|---------|------|------------|-------|----------------|-------|
| | | | 建設機械の稼働 | 造成工事 | 資材等運搬車両の走行 | 雨水の排水 | 土地及び建造物の存在 | 施設の稼働 |
| 大気環境 | 大気質 | 粉じん等 | ○ | | — | | | |
| | 騒音 | 騒音 | ○ | | ○ | | | ○ |
| | 振動 | 振動 | ○ | | ○ | | | |
| 水環境 | 水質 | 水の濁り | | | | ○ | ○ | |
| | 地下水 | 地下水の流れ | | | | | ○ | |

| | | | | | |
|-----|---------|--------|------------|--|---|
| 水環境 | 水質 | 水の濁り | 雨水の排水 | 土地の造成等の施工に伴って発生する降雨時の濁水の流出により、下流河川または水路において、水利用等が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価項目として選定する。 | ○ |
| | | | 土地及び建造物の存在 | 造成地の存在に伴って降雨時に濁水が流出し、下流河川または水路において、水利用等が影響を受けるおそれがあるため、環境影響評価項目として選定する。 | ○ |
| | 地下水 | 地下水の流れ | 土地及び建造物の存在 | 地形の変更、地表面被覆の変更に伴って地下水の水位が変化し、生活環境や水利用が影響を受けるおそれがある。なお、事業実施区域に近接する「中部水源地（湧水）」及び「大田水源地（湧水）」は、霧島市水道工務課の現地での立ち合いの下、直接的な変更がないことを確認している。 | ○ |
| | 重要な地形及び | | 土地及び構 | 事業実施区域には重要な地形及び地質は分布していない | — |

とあります

前記した水質汚濁防止の意見にも書きましたが、水質汚濁防止の方法書には濁水の流失を防止すると書かれています。この選定した環境影響評価項目についての方法書説明では、土地の造成等の施工に伴って発生する降雨時の濁水の流出により、下流河川または水路において、水利用等が影響を受ける恐れがあると書かれてあります。流失を防止するのですか又は流出するのですか、どちらですか、わかりません。水質汚濁防止の方法書に記載のある通り、濁水の流失防止を貫徹されますよう環境保全の観点からご意見いたします。なお、この欄にも造成等・水利用等と等と記載があります。等とは具体的になにでしようか。また、下流河川または水路においてと記載してありますが具体的にどこの河川なのかこの水路なのかまったく不明です。説明不足で謎で理解できないことを環境保全の崩壊の恐怖からご意見いたします。

○環境影響を受けるおそれがあると想定される範囲についての意見
方法書によると

| 表 4-4(2) 環境影響を受けるおそれがあると想定される範囲 | |
|---------------------------------|--|
| 環境要素 | 環境影響を受けるおそれがあると想定される範囲 |
| 水質 | <p>【影響要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工 事 中：雨水の排水 ・存在供用時：土地及び構造物の存在 <p>【影響範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域から 3km の範囲内の下流河川及び水路 <p>【影響範囲の設定理由】</p> <p>事業実施区域に降った雨は、調整池に集水した後、水路または霧島川の支川である狩川を經由して霧島川へと流入する。霧島川は、その後複数の支川の流入を受けながら、事業実施区域から 10km 以上離れた位置で天降川（あもりがわ）と合流し、鹿児島湾へと注ぐ。よって、本事業による水の濁りの影響が最も大きい霧島川を対象として、調整池からの排水が霧島川に最終的に集まる狩川との合流点を含む事業実施区域から 3km の範囲とする。</p> |

とあります。

影響範囲の設定理由の説明に、事業実施区域に降った雨は、調整池に集水した後、水路または霧島川の支流である狩川を經由して霧島川へと流入する……3 kmの範囲とする。と記載してあります。

水路とはどこの水路ですか、準用河川相尾川や赤谷川が記載ありません。相尾川と赤谷川には流末は流さないと言っているのか、それなら安心なのだが、まったくわかりません。説明が手抜きであると環境保全の見地からご意見いたします。

○水質に係る調査予測及び評価の手法にかかる意見
方法書によると

4.2.4 水質に係る調査、予測及び評価の手法

工事中の雨水の排水、また存在供用時において造成した土地の存在に伴って降雨時に濁水が流出するおそれがあるため、下流河川の水利用等に及ぼす影響を予測する。

この予測を適切に行うため、事業実施区域の下流河川及び水路の水の濁りの状況、流量の状況、土質の状況について、現地調査により把握する。なお、水利用の状況については、「第 3 章 対象事業実施区域及びその周辺の概況」に示すとおりである。

水質に係る調査、予測及び評価の手法を表 4-8 に示す。

とあります。

ここでも、工事中の雨水の排水、または存在共用時において造成した土地の存在に伴って降雨時に濁水が流出するおそれがあるため、と記載してあります。恐れのある開発行為は自然環境を壊す恐れが大きいのでやめてくださるよう意見いたします。前記にも意見しましたが、必要に応じて濁水通過フィルターの設置、凝集沈殿処理などを行って、濁水の流失を防止すると記載がありました。方法書の説明が区分ごとに2転3転で、いったいどちらなのか私は分かりませんが、完全な形で濁水の流失防止を貫徹しますよう環境保全の観点からご意見いたします。なお、必要に応じの文言については前記で申しましたとおりで憤慨いたしております。

方法書によると

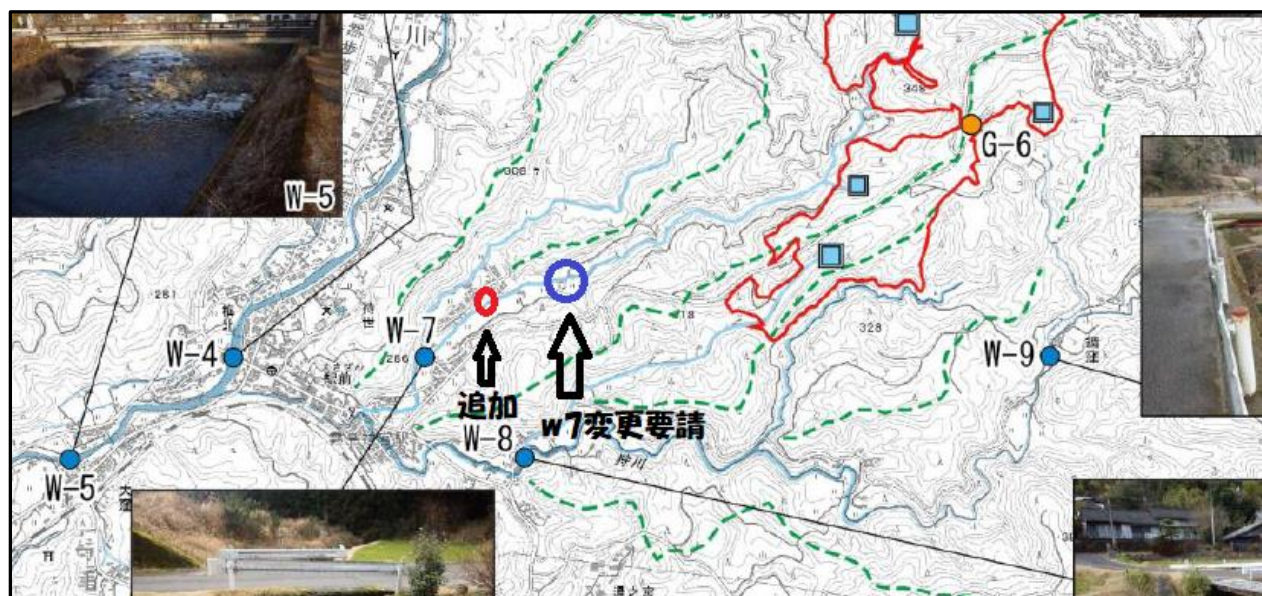
| | |
|------|--|
| 調査地点 | <p>(1) 水の濁りの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整池の排水経路となる霧島川、狩川水系の水路及び河川とし、霧島川と狩川が合流し、十分に混合された地点 (W-5) までの計9地点 (W-1～W-9) <p>(2) 流量の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 水の濁りと同一地点 <p>(3) 土質の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域の土壌が大きく黒ボク土壌、褐色森林土壌に分類されることから、土壌図をもとに、それぞれの土壌が分布する2地点 (G-2、G-6) <p>(4) 気象の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域の中央付近の1地点 (A-1) |
|------|--|

【図4-4参照】

とあります。

説明位置図を見ますと相尾川の調査地点はW-7であるようです。しかし、相尾水利組合の水路堰はW-7地点の約600m上流部です。水田下流部で調査され説明が、もしあっても納得できませんのでポイント変更を、w-7地点の約600m上流部と霧島市道が交わる点の相尾川地点にされるよう水田環境の観点から意見いたします。

方法書位置図抜粋



なお、追加の赤丸の地点は、2018年7月に護岸から水があふれた箇所です。すべての調査は不要だが、相尾川の一番狭いと思われるところなので、調査の基本的な手法の(2)流量のみを追加されますよう環境保全の観点からご意見いたします。

表 4-8 (2) 水質に係る調査、予測及び評価の手法

| 項 目 | | 調査、予測及び評価の手法 |
|-------|-------|---|
| 調査の手法 | 調査期間等 | <p>水の濁り及び流量の状況は、季節変化を把握するため、各季節の平常時に1回ずつ調査するとともに、降雨による影響を把握するため、別途、降雨時に3回調査する。また、土質は時期による変化はないため1回とし、変化が大きい降水量は、年間を通じた連続観測とする。</p> <p>(1) 水の濁りの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊物質、濁度：平常時の4季、降雨時の2日（1降雨日ごとに1～2時間ピッチで6回採水） <p>(2) 流量の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流量：水の濁りと同時に実施 ※降雨時は、増水により作業に危険が生じる場合、流量測定は行わない。 <p>(3) 土質の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌沈降試験：1回 <p>(4) 気象の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降水量：1年間 |

とあります。

調査の手法調査期間について(1)水の濁りの状況の中で降雨時の2日とありますが、さらに豪雨時(1時間に 30mm 程度)の調査を追加されますよう環境保全の観点から意見いたします。加え、降雨時の 1～2 時間ピッチで6回採取とあるが、説明不足であり謎の多い調整池の大雨規模ごとの排出量及び排出日数時間もその雨量ごとその都度変わることから、降水後の透明度回復状態を調べるため二日後三日後四日後の採取も必ず調査されるよう水田環境保全の観点から意見いたします。

さらに(2)流量の状況に降雨時は増水するのが当たり前なので命に危険が生じない限りは、小さな小川、相尾川の実態を把握し、環境影響調査に生かすため、流量測定を必ず行ったださるよう環境保全の観点から意見いたします。

予測の手法について

方法書によると

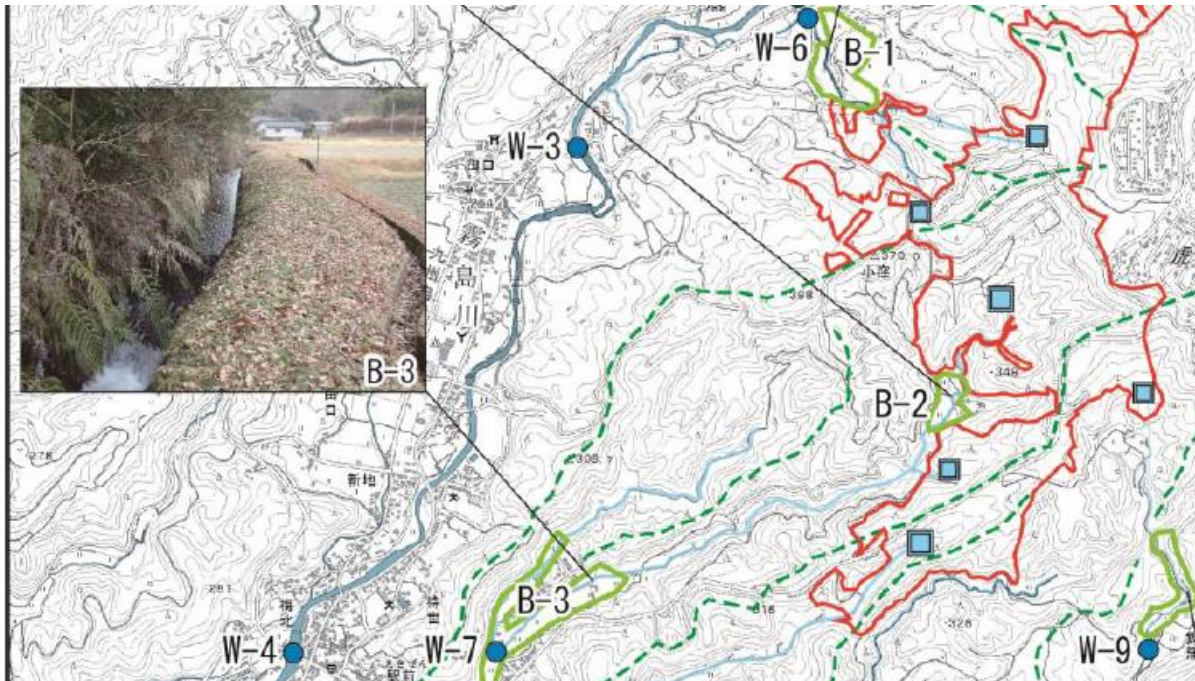
| | | |
|-------|-----------|--|
| 予測の手法 | 予測の基本的な手法 | <p>(1) 工事中</p> <p>工事中の雨水排水（水の濁り）の予測は、「面的整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省都市局監修）に基づき、現地の土壌の沈降特性を考慮した調整池の排水口における排水量及び浮遊物質の濃度を求める定量的手法とする。</p> <p>(2) 存在供用時</p> <p>存在供用時の雨水排水（水の濁り）の予測は、将来の地表面の状況、造成法面の状況、その他の保全対策を踏まえた定性的手法とする。</p> |
| | 予測地域 | 調査地域と同様とする。 |
| | 予測地点 | 各調整池の排水口とする。 |
| | 予測時期 | <p>(1) 工事中</p> <p>今後具体化する工事計画を基に、工事に伴う水の濁りの影響が最大になると予想される時期とする。</p> <p>(2) 存在供用時</p> <p>事業活動が定常の状態となる時期とする。</p> |

とあります。

相尾地区水田耕作者としては調整池の排水口が濁るようでは、環境に影響があると考えます、濁水は必要に応じてではなく常に対策を講じ続け、工事中でも定常の状態でも、現在の開発前の状況あることが環境保全だご意見いたします。

○動物調査手法による意見

方法書位置図を見ますと



方法書を抜粋いたしておりますが、B-3 地点は相尾水路周辺地区でございます。そして、写真は、わたくしの水田横の相尾川と相尾第2水路でございます。写真地点の右 50mが霧島市道であります。市道から私の管理している広畔があり市道の入り口には、「水田関係者以外は立ち入り禁止」の看板を立ててございました。この写真の位置に立ち入るには水田関係者の許可が必要です。残念ながらどなたも許可はいたしておりません。民有地の不法侵入の証拠として自ら写真を方法書に掲載されました。無断で私有地に立ち入る、たちの悪い調査機関とそれを雇った貴社ということになります。

貴社の開発計画地にはごく最近まで、私の看板と同じ意味合いで、管理地につき関係者以外立ち入り禁止の大看板があちらこちらに立ててありましたが、聞くところによりますと別の民有地でも悪質な測量会社が無断で民有地に入ったため、警察に通報されたと聞いております。通報された後でも反省せず、私どもの水田に無許可で入ったと思われまふ。警察に通報されるような開発業者は私共相尾水利組合としましてはまったく信用できませんので申し添えます。以上

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-9

意見タイトル：水環境の状況

調査対象地域の主な川の表があるが、2級河川狩川、準用河川狩川、準用河川相尾川、準用河川赤谷川、準用河川菅谷川の記載がない。

認識不足か、意図的に地元の河川を外したのか説明を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-11

意見タイトル：水質汚濁の状況

計画地付近の水質汚濁の状況の指標とし遠く離れた中津川の犬飼橋、新川橋を挙げている理由はなぜか？

水系も周囲の環境も異なる犬飼橋、新川橋の水質検査結果がどうであろうと、計画地周辺の水質測定には無関係である。方法書記載の理由を問う。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-22

意見タイトル：地形の分布状況

「田口丘陵の標高は東で約500m、西で250mであり、東から西に向かって標高をなだらかに減じている。事業実施付近は標高300m～400m程度であり、丘陵地に位置するため、多少の起伏が認められる」との記述

我々が一番懸念している地形の表現に「標高をなだらかに減じている」とあるが、250mの標高差をなだらかと評価する資料作成者の能力に怒りを覚える。多少の起伏と評価しているが、現地を知る住民の評価との乖離は大きい。局所的傾斜地の認識、配慮は完全に欠落している。危険意識の欠落した計画書であると判断する。シラス地100mの標高差を切土、盛土する事の困難さの認識が感じられない。計画地はシラス、粘土と大きな岩石が多数存在する。対応策をどのように考えるか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-25

意見タイトル：地質の状況

事業実施区域及びその周辺は、霧島火山群から噴出した火山性岩石からなり、北側が安山岩質岩石、南側がシラスや溶結凝灰岩からなるとの記載がある。

急傾斜地、多数の巨大岩石の存在には触れていない。

現地には赤土（粘土）が多数見受けられる。

赤土は調整池の目詰まり防止に用いるドレンパッド、フトン籠の目詰まりの要因になる。

地元の地質の認識に欠落がある。

危険性の存在を伏せた説明に疑問を感じる。このような地域を切土、盛土する事は地域の安心安全を脅かす要因となる。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-29

意見タイトル：動植物の分布

事業実施区域及びその周辺での記録がある両生類、爬虫類、鳥類、昆虫、魚類、貝類、云々の表の出典の記載はあるが、静環検査センターの直近の近隣地の環境監視調査報告がある。この報告には植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類の確認一覧表が含まれている。

正確性の乏しい情報で環境影響調査を実施するのではないか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：4-22

意見タイトル：地下水に係る調査

中部水源、太田水源のみを調査、予測の対象としているが、霧島大窪字狩川にある下部水源に触れていない。水質、水量変化を調査対象とする事を求める。

『事業実施区域に近接する「中部水源地（湧水）」及び「大田水源地（湧水）」は、霧島市水道工務課の現地での立ち合いの下、直接的な改変がないことを確認している。』は大田水源、中部水源を調査対象から除外する事を意味するか？

霧島市水道工務課は筆界確認の要請に同行しただけであり、直接的な改変がないことを確認していない。

上部の樹木を伐採し、切土、盛土を行えば、地下水の量、水質への影響は避けられないはず。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報[※]は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-97

意見タイトル：住宅の配置状況

事業実施区域周辺には栞田、軽費老人ホーム霧島荘、高千穂リゾート、遠見松等の自治会があるとの記述がある。影響地区を矮小化した記述である。

濁水の影響、洪水の影響を受ける自治会は湯之宮、駅前、大窪、向田、川北、豊後迫、中央などの多くの自治会に及び事の認識を要求する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-109 3-146

意見タイトル：土砂災害警戒区域

計画地周辺に土砂災害警戒区域がある。過去に大きな災害が発生した記録がある。その調査を実施したか、認識があるか、どのような配慮を行うのか？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-144

意見タイトル：保安林

計画地に隣接した保安林がある。遠く離れた保安林のみ記載されている意図を問う。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-10

意見タイトル：調整池

「伐採・造成工事に伴い、事業実施区域からの雨水排水量の増加が想定されるため、事業実施区域を7つの流域に分けて、各流末に調整池を設置して流出機能を調整する。また、調整池の設計は森林法及び都市計画法に基づき行い、今後、鹿児島県土木部河川課と協議を行い決定する。」との記述がある。雨水排水量の増加を想定されている事は是とするが、増加量をどの程度、想定しているのか明らかにして欲しい。計画地から沢、準用河川を経て霧島川に至る排水経路になる。土石流の発生が懸念され、農業用水への影響も懸念される。

県河川課との協議のみで決定するとの態度は地元意向を無視した暴挙である。

県河川課は霧島川のネック地点での判断のみである。霧島市が管理する準用河川を無視する計画か？

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：環境影響調査の目的

環境影響評価とは、「環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組み」と定義されます。

事業者は環境評価を業とする会社に調査を委託し、費用を負担し、調査結果の報告を受けるわけですが、調査、予測、評価について調査会社が事業者に対して不利な報告をするとは思えません。

調査、予測、評価について方法書への記載はありますが、計画地の地質、地形、近年の気象状況、地域住民の生活実態、地域住民の想いを理解されているとは思えません。

予測に基づいて事業計画を立てたとしても予測外の事態が発生した時にどうされるのですか、科学の粋を駆使した天気予報が外れる事も多々あります。予測と異なる事象が発生した時に想定外と言いつけられるのでしょうか？

地域の環境を壊し、地域住民に危害を及ぼすメガソーラー建設を受け入れる事はできません。

このような状況下でも事業を進めるとの意思をお持ちのようですが、地域と敵対する事業である事を認識いただき、メガソーラー建設中止の英断を求めます。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-91

意見タイトル：漁業権

漁業権の設定状況が示されています。松永漁協、日当山天降川漁協は稚鮎を捕獲し、全国に出荷しています。河川の汚れに敏感です。内水面漁協に加え、湾奥の錦江漁協も計画地のメガソーラー建設に同意しないとの文書を市長、県知事に提出されている事は承知されていると思います。

既に方法書の説明会は終了しました。漁協は説明を求めています。

環境影響評価法は複数個所での説明会開催を否定していません。今後、準備書、評価書の公告縦覧、説明会は漁協を含めるよう要請します。加えて霧島市の「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」に基づく説明会も同様、漁協を含めるよう強く要請します。

さらに日当山地区は2016年7月、天降川増水で冠水。2018年7月、隼人町姫城付近で濁流が発生し、老人ホームの敷地に流入し、非難。2019年7月天降川増水により冠水。

このように霧島川の下流域は増水に弱いところ^{※1}です。日当山地区での説明も強く要請します。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年3月28日

1. 住所・氏名

〒899-4201
霧島市霧島田口

氏名 ■■■■ 電話番号*2 ()

- ※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
- 備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。
- 2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

・霧島地帯に来た15年～自然の「下」の環境に満足しているが、太陽光発電には、反対したい。自然を破壊する程の規模メガソーラーには、反対です。又JPGSRの川村氏の説明を受けたが、人間小生に信頼出来ぬ。学校に桜の木を植える。地元へ貢献しては、言葉が炎に去って、開発するにあつては採る木は、どれくらいあるのか？ 地元へ具体的な話して、何人にもない。地元対策を市内にやっている人にしか、聞えない。

・扇山の中を、見学に行ったが土地は、平地がなく急斜面。又大きな岩石が、あつて、不安定な岩場になっている。日本既製の石碑、甲斐戦史の碑等に歴史的にも大抵なものがあります。誰れが守るのであか？ 地元の人でない業者が勝手に、法律に基いて～年～開発には、反対です。災害心配。水源心配

- 備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
- 2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：火山灰対応

新燃岳は何時大きな噴火を起こすか分かりません。現在の気象庁情報では「弾道を描いて飛散する大きな噴石が新燃岳火口から概ね2 kmまで、火砕流が概ね1 kmまで達する可能性があります。そのため、新燃岳火口から概ね2 kmの範囲では警戒してください。風下側では、火山灰だけでなく小さな噴石が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意してください。」となっています。何時、現在の噴火レベル2がレベル3に引き上げられてもおかしくありません。2017年10月の噴火、2018年3月の大噴火と同様、それ以上の噴火がある事を誰も否定しません。

霧島川、周辺の準用河川、農業用水路に長期に亘って流れた火山灰の状況を調査しましたか？

気象庁を中心に多くの大学が監視体制を築いています。事業者は新燃岳の噴火予測を行っていますか？

パネルに積もった火山灰の除去、火山灰の調整池への流入、噴火と大雨の同時発生、近隣準用河川への流入についてどのように予測し、どのように対応するか見解を聞かせてください。

不可抗力な自然災害であるとの言い訳は認めません。想定外は許されません。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：倒木

計画地内にある杉等の倒木の調査を行われましたか？

その殆どが北東より南西に向かって根こそぎ倒れています。

風の強さが伺い知れます。倒木が発生しますと当然土砂流出も発生します。

残置森林の倒木をどのように予測し、どのように対応するか示してください。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-19

意見タイトル：廃棄物対策

伐採した樹木は、再利用可能な木材については薪材やパルプ材として売却し、その他木材については必要に応じてチップ化し、法面保護で行う吹付上の基盤材や濁水低減対策のフィルターなど適量を場内でリサイクルする。残りの木材及びチップ化できない枝葉等は、関係法令を遵守し、適切に廃棄処分する。

チップ化した木材を「法面保護で行う吹付上の基盤材や濁水低減対策のフィルター」として使うとあるが、具体的な記述を求める。

「残りの木材及びチップ化できない枝葉等は、関係法令を遵守し、適切に廃棄処分する」とあるが場内処分か、場外搬出か、処分方法を明確にする事を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：4-3

意見タイトル：資材等運搬車両の走行

「本事業では事業実施区域外への残上の搬入・搬出は原則行わない。また、資材等を運搬する工事用車両については、タイヤ洗浄、出入口の散水など、砂埃等の発生防止対策を行うことから、環境影響評価項目として選定しない。」と記載されている。出入口の散水のみで砂埃防止は出来ない。砂埃防止の散水車両は水をどこから持ってくるか不明である。場外から持ってくるのであれば、計画地からの車両の出入りが常時行われる。

「伐採した樹木は、再利用可能な木材については薪材やパルプ材として売却し」とある。これも計画地からの車両の出入りになる。

「残りの木材及びチップ化できない枝葉等は、関係法令を遵守し、適切に廃棄処分する。」とある。どのような処分を行うか不明であるが、場外搬出となれば計画地からの車両の出入りになる。計画地に入入りする車両が多いと想定される。

「散水など、砂埃等の発生防止対策を行うことから、環境影響評価項目として選定しない。」の撤回を求め、環境影響評価項目として選定する事を要求する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：4-13

意見タイトル：調査地点

大気質、環境騒音・振動の調査地点は僅か3地点であり、その影響を受けるとは思えない遠見松が選定されている。ばいじん、振動、騒音の影響を受けるのは栢田、白土の集落、翔朋園、高千穂リゾートなどである。調査地点に加える事を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：4-16

意見タイトル：振動調査

計画地の代表地番である霧島市霧島田口扇山 2704-1 と隣接する霧島市霧島田口扇山 2700-3 との境界の稜線には巨大な岩石が極めて多数存在し、土地の改変作業の振動で巨石の崩落も考えられる。振動調査の対象として予測をお願いします。

巨大な岩石の崩落の影響を受ける恐れのある地点で調査すべきです。

翔朋園、白土、栢田の集落を調査地点として選定する事を求めます。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年3月30日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所^{※1} 鹿児島県霧島市霧島大窪

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

以下の意見により、メガソーラー建設に反対します(下記8項目)

- 1. 急傾斜の土砂災害警戒区域に予定地があり、災害の恐れがある。建設反対
- 2. 自然や景観を壊してまで、なぜ大規模発電所が必要なのか。不要であり、建設反対
- 3. 山林135ヘクタールのうち、約73ヘクタールを伐採する計画になっているが、山林の保水能力がなくなり、毎年数回災害が発生すると考えられる。現状に於いても数年に1回、水害が発生している。よって、建設反対
- 4. 山林135ヘクタールのうち約73ヘクタールを伐採する計画になっているが、73ヘクタールを伐採する事で、生態系が崩壊してしまう。建設反対
- 5. 約25万8千枚の太陽光パネルを設置して、発電出力は80メガワットであり、あまりにも大量であり、観光地霧島の自然や景観を壊す。建設反対
- 6. 建設予定地の近くは、霧島錦江湾国立公園があり、景観を壊す。建設反対
- 7. 建設予定地の近くは、天孫降臨の地で霧島神宮があり、景観を壊す。建設反対
- 8. 計画地の近くに、県道60号線と市道狩川・鍋窪線及び市道ワザコ・ヤマニヲ線。建設計画の中を、市道狩川・永池線と、市道菅谷線が通っており、約25万8千枚の太陽光パネルを設置すると反射及び景観で、交通事故が発生する恐れがある。よって、建設反対

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 3月 31日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4203

住 所^{※1} 霧島市霧島大窪

氏 名

■■■■

電話番号^{※2} ()

- ※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。
2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

私は、方法書に反対の立場である。

理由

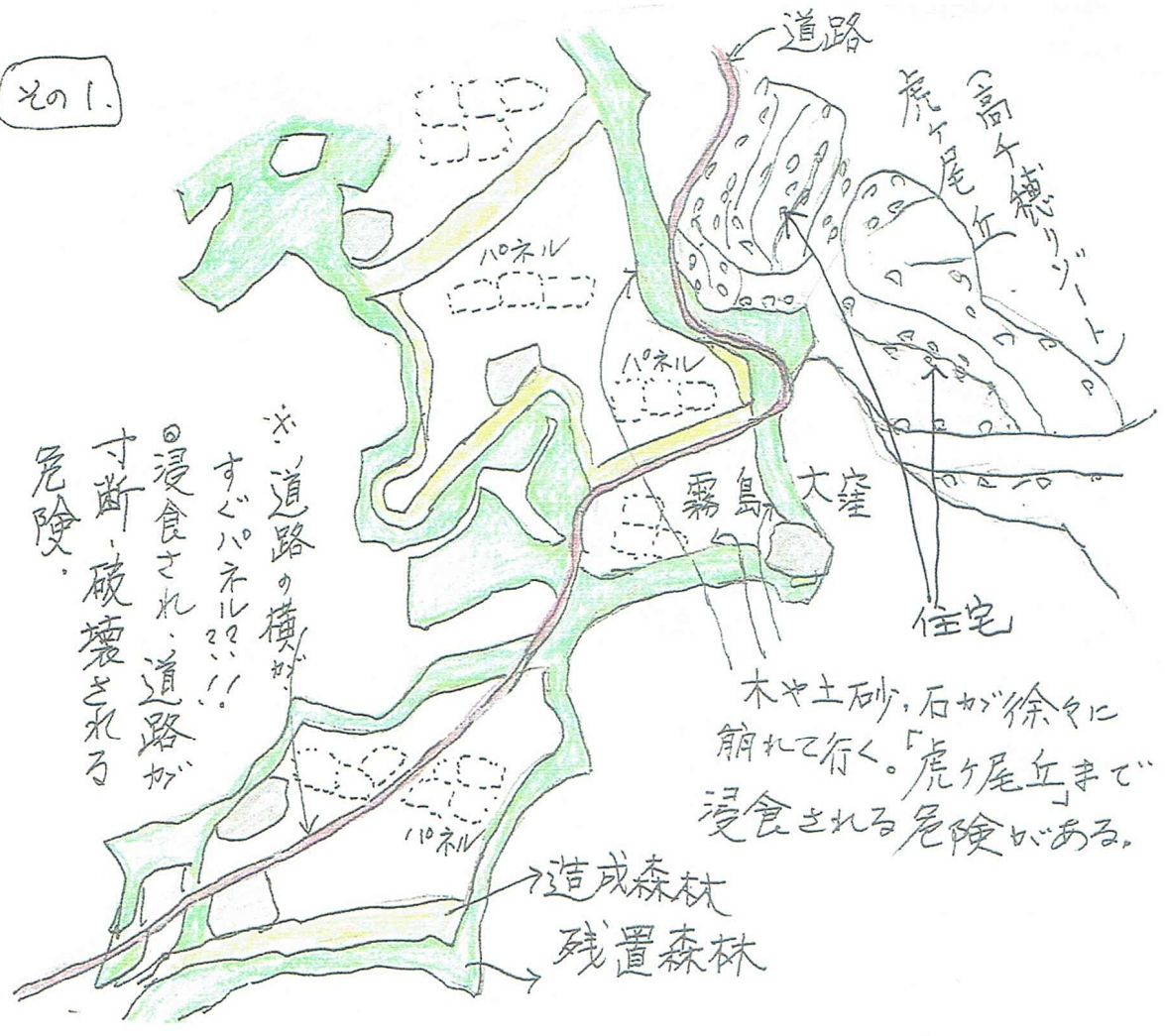
- 1、
 - a, 災害発生リスク→山体崩壊の危険
 - b, 住民の生活環境（高千穂リゾート）
- 2、景観への影響（霧島神宮・神話の里公園展望所からの眺望、国立公園などの観光資源への毀損）
- 3、酸素が少なくなる→30年後には、人間の生存可能な酸素濃度ではなくなると言われている

①三年前、私が高千穂リゾート U 街區の家を買う時、市役所に「虎が尾岡」のハザードマップを見に行きました。『土砂災害警戒区域ではない。』と言われ、購入を決めました。しかし、今回、メガソーラー建設により、安泰のように見えた「虎が尾岡」まで危険があることが分かりました。

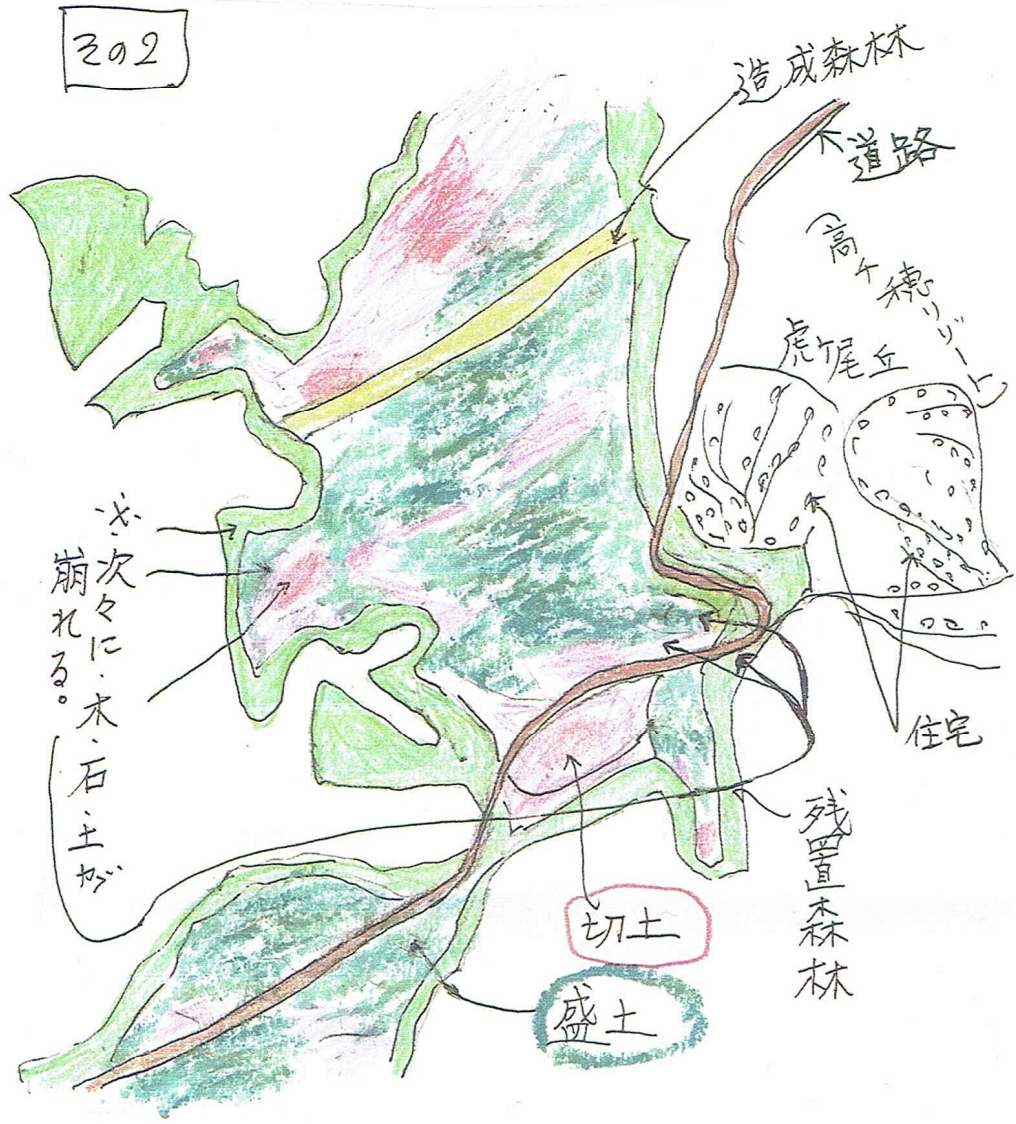
- 備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

その1.



その2



②土砂災害の危険 ←

木の伐採

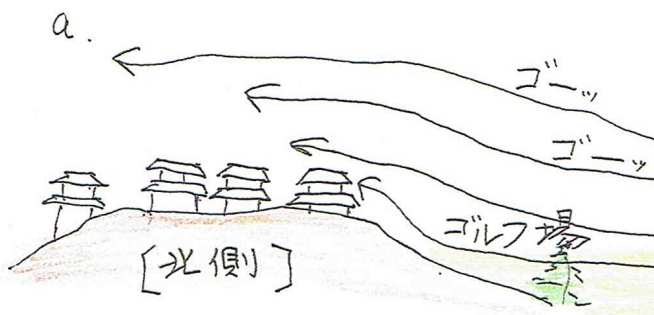
石・土→運ぶ→切り土・盛り土

} → 保水力がない

* 道路が崩れる。家が傾く。→売るにも売れない→①許可した県は、固定資産税を免除するか？

②メガソーラー建設反対しない大和ハウスは、管理費をタダにするか？

③風の問題

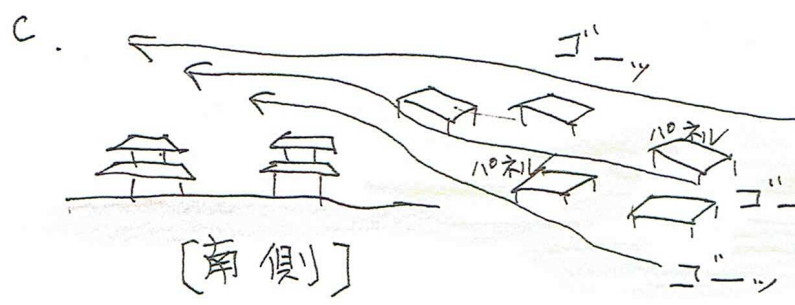


※ U街区の北側は、右下方にゴルフ場があり、平らなので、台風が近づくと、強風がゴーンゴーンゴーンと、すごいのです。霧島総合支所(市役所)は、周りが静かなので、緊迫感が伝わらず、早々に避難所に移動します。

※ 恐い位の音(風の)がします。



※ U街区の南側は、今、山もあり、谷もあり、木がたくさんあるので、風が静かです。台風も、あまり強く、風が当たりません。



※ これが、木を切り、山がけずられ、パネルを敷くと、北側の家と同じように、強風が吹き、恐ろしいことなります。(避るものかなり。)

d. 近い将来、風速 60m 級・100 級の台風が襲う危険

昨年(2019年)、千葉県を大型が襲い、屋根が吹き飛ばされたり、大きな被害がありました。予測できないほどの強い風雨は、農薬・肥料の気化(亜酸化窒素=フロンガスの300倍)による地球温暖化とか、気象兵器説などあります。電信柱が折れたり、二階が吹き飛ばなどと言われています。反対しているにも関わらず、人災による被害など、絶対!許されないことです。

④酸素が減る

今後、30年経つと、人間に必要な酸素の量が限界点以下になり、人間が生きられないと計算した学者がいます。地球を痛めつけるスピードが速ければ、その時間はもっと短い。近年のアマゾンの森林伐採、昨年のアマゾン森林大火災、オーストラリアの山林火災など、誰かがわざとやっているようにしか見えません。加えて霧島の山々の森林破壊など、もつての外です。

⑤水資源が破壊される

大事な水資源であり、森林が保水し、美味しい水を供給してくれる。森林伐採により、この大切な財産を破壊しないで下さい。

⑥パネル設置による気温上昇に、反対します。

⑦観光資源を守れ

ア、有名な観光地であり、その美しい山々の緑が大きく切り取られ、銀色のパネルが太陽光を反射するのは、景観を損なう。醜い。自然が痛々しい。山、木、けもの、植物、石が泣いている。

イ、霧島は歴史的に別格の土地です。遺跡も多く、霧島神宮、神話の里公園、霧島連山があります。太陽光パネルなど敷き詰められたら、完全に興醒めです。そんな土地に訪れた人は、観光地・観光客や自然を大切にしない市だなあと、誰でも思います。

⑧産業廃棄物問題

賞味期限の20年後のパネル等の処理は、大問題です。現在、処理方法が発明されていない。いい加減に放っばらかして、逃げては困る。

⑨その他

ア、電気は、余っている。太陽光発電建設は必要ない。そんなにお金をかけなくても、フリーエネルギーの時代である。技術はある。製品化もされている。

イ、「金儲け」（買い取り制度による）のために、住民と自然＝森・木・けもの・植物・石に迷惑をかけるな！

ウ、「方法書」は現地を見ないで、市役所からハザードマップ等をダウンロードし、机上に広げて作成したものである。それを現地を良く知っている地元民に、この「方法書」に基づいて意見を述べて下さいと言うのは、地元民をバカにしている。不親切で無内容な224ページにも及ぶ長いものを作って、パラパラめくっただけでウツになる。「現地、見たんですか？（方法書を作る前に）」と聞くと、キョトンとした顔をしている九州環境管理協会が信じられない。地元民をバカにしている。

エ、外国人は、『緑地を砂漠化』する。そして、次ぎの場所に移動する。

⑩市・県・国に協力してもらい、この土地を買い取ってもらって下さい

この広大な土地が安い（競売落札価格 4,000 万円）のは、シラス台地のどうしようもない山林だからである。手を加えれば崩れ、開発など出来ない。手を加えれば加えるほど、崩れてお金がかかる。地元民はそれを良く知っている。だから、以前の所有者は諦めたのである。この土地は、自然に生えた木が、石や土を抱き、根を張り巡らせて、やっと土砂崩れを防いで、今日の立派な森林を保っている。湧水があり、保水したきれいな水が河に流れ、けものが住み、酸素を供給し、人間と自然が共存共栄して価値のある土地である。

決して、「金儲け」のできる土地ではない。山林は維持・管理に金がかかり、個人で所有するのは無理だ。早々に諦めて、この土地を市・県・国に協力してもらい、買い取ってもらって、日本の土地は日本人に返して下さい！

⑪ SEJ（シフトエナジージャパン）の対応について

SEJ は、『川村氏（JPGSK 有限会社の役員）の言ったこと（＝霧島神宮や神話の里公園から見える場所にパネルは設置しない。道路脇にさくらの木を植えて、パネルが見えないようにする等）は、クビにしたからあの言葉は無しです。』とか、平成 30 年 6 月 26 日、事業者と市関係課との協議で『霧島市が反対を表明するなら、素直に受け止める』、さらに『1 割以上の住民が反対した場合、手を引くことは構わない。』と言ったことに対し、『僕もあの時、同席していたが、その発言をした会社は現在、提携しておらず、現在の会社はその言葉に責任を負いません。』と言った。それって、普通、詐欺と言います。戦後、日本人のレベルは下がったとは言え、そこまで酷くありません。犯罪レベルです。（昼間、大通り歩けません。）日本人の名前を使っているが、通名ですか。

不良少年が警察に捕まり、『ああでこうで、だからよー、オレは悪くねえんだよー。分かったあー。』と、警官相手にウソをつく。その図を思い浮かべました。反日教育を受け、日本人に悪いことをするのは『正義』・『英雄』だったりする国の出身ですか。こんな酷い商売があるとは夢にも思いませんでした。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報[※]は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：3-39

意見タイトル：貝類

「事業実施区域及びその周辺での記録がある貝類」一覧表にシジミが含まれていない。生息は確認されている。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年4月3日

1. 住所・氏名

〒899-5105

住所*1 霧島市隼人町小田

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

まず、外国資本のメガソーラー会社は、我が郷土の山々を荒らしてほしくないという思いが強いです。私の住む隼人町にも数年前、スペイン資本のメガソーラーが建設されましたが、それはそれは殺風景なものです。故郷の山を削って平面になった台地にガラスのパネルが敷き詰められてキラキラ光っています。見た目に心が痛みます。また、このメガソーラーは建設工事中に豪雨が降り、コンクリートが川から綿江湾に流れ込み汚染するという事件も発生しました。貴社の計画されている霧島地区も、さらに急峻な地形で、開発される面積もとてつもなく広く地質も白砂です。植物を伐採して切土、盛土をくり返せば、保水力を失った軟弱地盤が、ふたたびの豪雨でたちまち土砂災害が発生することは容易に想像できます。また、私は神話の聖園から見える裾野の山は、綿江湾、桜島などの雄大な景観が大好きです。その景色の一角に巨大なガラス台地がドンと座ることなど考えられません。また、計画地内につつましく生息している動植物たちを、人間の勝手な都合で、死に追いやったり、棲み家を奪うことなど、私には到底許せません。どうか、どうか計画を諦めて下さい。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：湧水対策

計画地には多くの湧水があります。

その数、場所を把握されていますか？

どのような湧水対策を考えているか方法書に記載がありません。

湧水を強引に抑え込む工事をすれば、一時的には留められたとしても、地中にダムが構築され、時を経れば、爆発的な土砂崩れが発生する事は土木専門家であれば、理解できるはずで

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-7

意見タイトル：パネル設置場所

258,133 枚のパネルを設置し、80メガを発電すると方法書に記載されています。

私達は事業者の地元対応を担う方から神話の里公園、霧島神宮から見える場所にはパネルは設置しないと説明を受けております。

パネル設置予定場所は神話の里公園、霧島神宮から見えない場所ですか、回答願います。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-7

意見タイトル：事業断念を求めます。

霧島市と事業者の会議録に事業者発言として

「霧島市が反対を表明するならば、素直に受け止める。」、「1割以上の住民が反対した場合、手を引くことは構わない。」と記載されている。

霧島市長、霧島市議会がメガソーラー建設に反対し、地元住民は霧島神宮、地域企業、水利組合、自治会、内水面漁協など、こぞって反対の意思を表明している。

企業姿勢として、発言に対し責任ある動きを求めます。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすること
がありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：2-7 2-15 2-18

意見タイトル：ガリー浸食防止策

シラスは転圧しても、芝貼りをしても雨水によりガリー浸食が発生し、土石流発生の要因になる事は良く知られている。

シラスは含水量が増すにつれ滲透速度は鈍化する。この結果、長期間降雨があると表層部のシラスは飽和状態になり、滲透が妨げられるため、地表流を生じるようになり、地表における侵蝕を助長する結果を招く。つまりシラスの含水量の変化により、シラスの耐水力も変化する。一般に雨滴に対するシラスの耐水力は強いが、水に飽和したシラスや、流水中のシラスは特に弱いと言われる。これがシラス台地で発生するガリー浸食の原因である。

計画地のガリー浸食防止策の記載が不十分なままでは環境への影響を予測出来ようはずがない。

ガリー浸食防止策の明記を求める。

施設建設後の敷地は草地とする計画であり、敷地内の雑草処理には除草剤等の薬剤は使用しないとの文言がある。特別な対応は書かれていない。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年4月6日

1. 住所 氏名

〒892-0853

住所※1 鹿児島市城山町16番16号

氏名 まちづくり県民会議代表
北島清仁

電話番号※2 080(2720)0031

※1: 法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2: 電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報には本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称: 霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

3月17日に行われた「環境影響評価方法書」説明会に参加させていただいた。霧島一帯のメガソーラー発電所計画については、過去牧園町小谷の現地を訪ねたことがあるが、日本最初の国立公園霧島山系麓の森が無くなり、敷き詰められたメガソーラーに驚きとショックを覚えた。メガソーラー敷地に隣接して居住された方から、森が無くなって吹き付ける風が住家を襲い、屋根を吹き飛ばさんばかりの状況であることをお聞きした。調整池から流れ出る水が、下流の人家を襲い、流末処理の不手際さが如実だった。でも今回の霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業から見れば、牧園町小谷のメガソーラー建設は、霧島一帯の水源地に当たる地域まで手が付けられておらず、森林一帯に限られていたことにおいて、「未だマシ」と言うべきか。

3月21日に霧島市職員の方のご案内による、今回の計画地の高千穂カントリークラブダイワ別荘裾野、霧島川大田水源地を訪ねる機会があった。その一帯は霧島市の所有地とのことだが、霧島山系一帯に広がる今回の計画地の状況を感じることができた。

以上のことを踏まえ、私共「まちづくり県民会議」として、27年前の「8・6水害」以降、県民の生活に関わる地域の開発行政、開発事業に関わって来た経緯から、今回の計画についての問題点の概要を述べる。

1 今回の計画地は、単に霧島山系一帯の山裾を切り開く点において、鹿児島の、否日本の宝を切り刻む点において、地元住民の皆さんに限らず、鹿児島の、否日本国民の心をも踏みにじる点において、許すべからざるものである。単に日本の宝である景観喪失ではなく、日本の心を失うものである。

2 計画地が霧島一帯の水源地、霧島川の源流に及ぶことから、問題は単に地元住民の水
(2枚目に続く)

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

利用の問題ではなく、森をなくし、水源をいじることから、豪雨時の水の流れを激変させるばかりか、下流への影響は計り知れないものであり、27年前に鹿児島県一帯を襲った8・6水害時の記憶は、3月17日の説明会でも地元住民の方からお話があった。27年前のことを昨日のこのように語られた。

3 昨今の、全国に広がる経験したことのない異常豪雨の実態は、過去我が国の治水行政の技術基準としてあった時間雨量50mm豪雨を大きく超えるものであり、2010年の鹿児島県奄美大島を襲った120mm²時間雨量は、今日の「線状降水帯」の発生、2017年福岡朝倉水害をはじめとして、中国四国中部関東に広がる、戦後の治水施設の在り方を根本から問いかけるものであった。そのようなことから、異常出水に当たっては、「調整池」で対応という次元の問題ではなく、今回の計画に当たって、計画者が前述の、戦後の我が国の治水行政、治水基準を超えた対応をなす技術力をお持ちかどうか、前記の「異常豪雨」に対応できる技術力をお持ちか疑問である。今回の計画に当たっては、前述のことを考慮され、前述のことを網羅された「洪水シミュレーション」を実施され、近隣住民ばかりでない鹿児島県民、日本国民が納得できる環境影響評価をお示し願いたい。

4 なお蛇足ながら、我が国の森林機能に関する研究の水準では、時間雨量90mm豪雨までは森林の保水機能があるが、90mmを超えると森林の保水機能は失われ、降雨量そのまま流出量となる研究水準にあることを指摘しておきたい。（「19年12月『ダムと緑のダム（高橋定雄論文）』日経BP発行P48』にある。） 〈2020年4月6日〉

意見書

1. 住所・氏名

〒899-4201

住所^{*1}

鹿児島県霧島市霧島田口2638-389

氏名 神田嘉延

電話番号^{*2} 0995(57)2675

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所発電事業環境影響評価方法書に対する意見は、(1) 災害発生危険性 (2) 歴史文化の破壊危険 (3) 自然景観の破壊危険 (4) 観光などの地域経済の打撃の危険という4つのことから、白紙撤回を求めます。その具体的な理由と質問については別紙に書きます。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所発電事業環境影響評価方法書の白紙撤回要求の理由と質問

(1) 災害発生の危険

太陽光を設置する土地利用計画地域は、鹿児島県の山地災害危険地区マップで、多くが崩壊土砂流出危険地区になっています。また、平成 30 年の災害危険の基礎調査でも急傾斜の崩壊の指定地域に設定されています。

また、太陽光を設置する地層は、傾斜地のうえに、シラスが上から下に帯状に存在しているのです。

霧島山麓は、雨量が非常に多いのが特徴です。梅雨時の末期では、鹿児島県の雨量よりも 50% 以上降るといわれます。たびたび、霧島川の水系は、氾濫が起きてきた歴史をもってきました。このため、地域住民は、山の森林保全に力を注いできたのです。

方法書では、日本の地形レッドデータブック第 1 集の危険地形に掲載されていないという確認で、急傾斜の山地開発に問題がないということで、大規模な切土と盛土をして、地形を大幅に改造しようとするのです。地質学による地層の研究結果、県災害危険調査、県の山地災害危険地区マップ、氾濫の歴史、雨量のデータをもとに、詳細なる実施調査をして、80メガソーラー設置の適地であるのかということを再検討してほしいと思います。

方法書に書かれている切土・盛土・法面調整については、極めて危険な内容です。切土と盛土は、地図上に地域をおとしておりますが、どのような圃場になっていくのか。きわめて心配です。高低が 250メートルある広大な急傾斜地を切土と盛土によって、10度の角度以下の平坦地にしてソーラーパネルをひくということのようですが、圃場はいくつになるのか、それぞれの圃場の法面の高さはどのようになるのか全く示されていません。広大な段々畑のような圃場ができるのでしょうか。また、切土して、新たにできた絶壁の高さがどの程度になるのか。

そして、圃場の法面の強度が緑地の種子吹付工事をして、暗渠排水するので問題はないと方法書では書かれていますが、安全面から極めて不安です。さらに、暗渠排水官の施設、土砂流出防止工事をするので問題がないとしていますが、その安全性を保障する具体的な内容が明らかになってません。伐採した樹木を再利用するために、チップ化して、法面保護で行う吹き付け工事の基盤材や濁水低減対策のフィルターなどに利用することが方法書では書かれています。しかし、そのおとによって、盛土による軟弱な地盤の強度になるのか。これらは、盛土による安全性になっていくのか極めて疑問です。

とくに、盛土が深さ 20メートルから 24.6メートルも重ねていくということで、その土地の強度が保てるのかが不安です。大規模盛土造成地の危険性として、今日では、国土交通省はボーリングなどをして再点検の調査に乗り出しているのです。今まで、やってきた土地開発における盛土の技術的な方法が問題になっている時代です。このような安全性と持続可能性を重視する時代に、あえて危険な急傾斜の地域を盛土していくことが、ど

の程度に新たな技術的方法によって、問題を解決しようとしているのか疑問です。盛土の強度、法面の保護、切土した絶壁の安全性の担保などを具体的に示してほしい。

さらに、水害対策は広域的な水系から問題をみていかねばなりません。つまり、局所的なことだけではなく、水系によって、水量が増大して、下流の河川が被害を受けるからです。

つまり、水害などは、広域的な水系のなかでみていかねばなりません。大規模に森林を伐採して、盛土・切土にして急傾斜の土地を平坦にしていくことによって、水系がどのように変わっていくのか。調整池7つをつくることによって、水害の防止対策になるのか。調整池をつくるということは、森林伐採によって、水害が起きることを想定しているからこそ、つくるのだと思われます。方法書では、そのことを認識しているからこそ、渇水対策をあげているのではないのでしょうか。

地球温暖化のなかで、近年は異常気象によって、大量の雨が連続的に降ることで、日本列島では各地で従前に想定しなかった水害が起きる時代です。7つの調整池で水害の防止対策を同程度の最高の雨量を想定して設計しているのか、教えてください。側溝をどの程度つくり、その側溝から調整池に集まって、さらに、霧島川に流れていく水量がどの程度になるのか。メガソーラー発電所建設のための大規模な切土・盛土の土地改変は、旧霧島町ばかりではなく、隼人町の松永地区、さらに、国分平野までも影響を受けることになるとされます。

森林伐採によって、渇水の問題が起きるということから、その対策として、伐採した樹木を使用するとしていますが、どのように敷き詰めていくのか。具体的に提示してほしい。むしろ、渇水対策としての伐採した樹木の利用が、かえって軟弱地盤に拍車をかけるのではないかと危惧する次第です。その疑問に答えるには、具体的な方法を示して、地盤の強化になることを示してほしいと思います。むしろ、捨て場に困ったものを埋め込むのではないかという安易な発想に思われがちですので、そうではないことを示してほしい。

大田水源の問題が開発地域との関係であります。伐採した樹木を渇水対策に利用するという方法を方法書で示していることは、樹木の伐採、切土・盛土によって、SEJ社も渇水の想定を認識していると思われます。そのことが最も有効なことは現状を維持していくことではないのでしょうか。それに変わることが伐採した樹木を利用することなどのでしょうか。

80メガという大規模な太陽光ソーラー群による地域の電波障害、反射光などによる人的被害はないのか。その対策は具体的に取る必要はないのか。ソーラーパネルの架設工事による有害な物質の使用はないのか。パネルの架設の安全性の保障はあるのか。ソーラーパネルの架設工事の原材料を明示してほしい。

さらに、重大なのは、発電事業終了時の計画であります。20年後に継続するのかどうかの判断ということで、持続可能性をもって、太陽光発電を考えているのではなく、短期的な事業として、急傾斜地の大改造をするということに驚きをもっています。135ヘクタールの大規模な大改造計画で盛土・切土等の73ヘクタールの森林伐採という事業が20年ということで、継続判断するという、単にソーラー発電の設置という次元しか考えていないのでしょうか。長期にわたって、自然とつきあって、持続可能性をもっていくという開発の視点がなく驚きをもっています。

最も怖いのは、シフトエネジー・ジャパンと霧島での建設を目的にしたSEJが倒産して、

ソーラー発電の管理を放棄することです。環境保全のためには、管理会社が存在していなければ、全くの無責任な状況になりかねません。この意味で、このメガソーラー発電の事業が採算からすれば極めて極めて危険な環境保全に反したものとわざるをえないと考えています。再生可能エネルギーという事業目標は、投資家にとっても魅力あることと思いますし、今後の未来社会を考えていくうえで、大切な事業計画と思われがちです。しかし、その実体がともわない、逆に環境破壊になり、地域の暮らしにとって、危険性を伴うものであれば開発事業は許されることではないと考えます。

(2) 歴史文化の破壊危惧

135ヘクタールのメガソーラー開発地域は、霧島神宮に隣接していることから、古代から歴史文化の蓄積している地域です。環境保全ということは、環境保全を累積してきた歴史文化も含めて、考えるべきと思いますが、どのようにお考えですか。

霧島神宮は、10世紀に性空聖人が修行した山麓として、神仏の教え、修験道の歴史が深く刻まれているところです。もともと天孫降臨神話伝説があるところで、日本人の心のふるさとでもあります。日本の平安時代の説話には、今昔物語や徒然草にでてくる性空聖人の話としてよくでてくるところです。

メガソーラーの開発地区は、方法書で、文化財保護法や鹿児島県文化財保護条例に指定された埋蔵文化財、指定文化財は、対象地域に確認されなかったということで、歴史文化からの地域の環境保全という視点が全く放棄されています。霧島神宮は、建物としての文化財遺産としての側面をもつことは、もちろんのことですが、周りの自然や地域の環境のなかで存在しているのです。そして、周りの地域は、歴史的に修験道の聖の地域として、多くの人々が人間的に、この自然地域での修行によって、育っていったのです。

霧島神宮に隣接している80メガソーラーの開発地域の扇山は、天孫降臨古跡の巨大石群といわれているところです。古代の祭祀遺跡ともいわれるところです。地域の人々は扇山の石船の巨石文化を大切に、山の神が宿るとして、大山祇神(オオヤマズミノカミ)として敬っていたのです。その祠も現在でも扇山に残っています。80メガソーラーの開発は、これらを全く文化として見ていないのです。古来から大山祇神(オオヤマズミノカミ)という山の神様に守られながら、自然の恩恵を受けて山村の人々は暮らしてきたのです。山の掟を破れば祟りがおきるということで、人々は山の自然を大切にしながら、その恩恵を受けてきたのです。

霧島神宮に隣接している扇山に宿る大山祇神(オオヤマズミノカミ)は、山の精霊であると同時に、水の精霊でもあるのです。山の神は里に降りれば、田の神になるのです。田の神は、冬になれば、山に戻るということなのです。田の神の信仰と山神の信仰は一体であるのです。それは、山が恵みを与えてくれるということばかりではなく、里を守ってくれるということからです。

木を伐採するときも、山の神にお祈りをしながら、自然の循環を誓ってきたのです。日露戦争によって、自然を豊かにしていこうと植林したのも地域の人々の自然循環からの恵みの願いからです。これら記念碑も扇山の巨石群のひとつに残っています。メガソーラーの山地大改造によって、それらの歴史文化遺産が消滅していく危機にあるのです。扇山は聖の山として、大山祇神の宿るところです。その保存をどのように考えますか。

メガソーラーの開発の地域の虎ヶ尾丘から待世神社に至る山道は、旧小林街道・荒襲街道といわれる道であります。小林、高原、御池、吉之元、猪子石、待世、大窪、国分と通じていく道です。古代から中世、そして、近世、近代と鉄道や自動車道路ができる以前は街道であったのです。この街道は、歴史的に様々なドラマがあったところです。島津軍と伊藤軍が戦ったときに島津義久がたびたび通った街道です。また、九州全体を統一しようとした島津軍が通った道でもあります。西南戦争のときに、西郷軍が人吉から霧島をとおり、宮崎方面にいくときに通った道でもあります。大窪から猪子石では政府軍との合戦もありました。歴史的に重要な街道であったのです。

この街道筋には、霧島東神社、狭野神社、夷守神社など霧島山麓の重要な6所権現があるところです。まさに、古代からの文化交流のための霧島古道であるのです。6所権現は、六根清浄の修行の道で、世相の欲のよごれを洗い清めながら人間としての正しい生きる道の感覚をみがいていくことなのです。

この街道筋の旧霧島の範囲では、猿田彦命巡行祭（メンドンマワリ）が現代も霧島神宮の行事として、春秋2回年間4回行われているのです。霧島神宮の境内をお祓いするということで巡っていたのです。東回りに80メガソーラーの開発地域が入るのです。切土・盛土によって、この街道筋が消滅していくのです。猪子石から待世に至る旧街道がなくなるのです。霧島神宮を出発して、永池、猪子石、待世、田口の猿田彦神社、霧島神宮のコースです。これらの古道を歴史的文化遺産として、人々がいかにして街道筋を歩いてきたことを現代でも持続可能性の社会づくりとして保全すべきと思いますが、その保存の工夫をする考えはありますか。

（3）景観破壊の危惧

景観法の基本理念では、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及保全が図られなければならない」としています。そして、「良好な景観は、地域固有な特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の慎重に資するよう、その多様な形成が図られなければならない」と地域の固有の特性の重視と住民の意向という市民参加方式を積極的にうたっているのです。日本の景観法では、環境保全における地域の固有な景観の役割を重視しているのです。それは、災害発生ということばかりではなく、景観に対する人々の心の癒やしの大切さ、地域の歴史文化に対する人々の精神の問題を含んでいることを見落としてはならないのです。

霧島市田口・大窪のメガソーラーの大規模開発について、方法書では、開発区域の境界線を緑地として森林を残し、植林も多少すると書かれています。しかし、800戸以上がたち、ホテルがあり、多くの住民が住む大和の別荘地帯に行く道路は、太陽光パネルが敷き詰められた真ん中を通りますが、その緑地の工夫がなされていませんし、その道路の森林は伐採されることになっています。図2-4の土地利用計画図。

広大な地域に太陽光パネルが25万8千枚山地の斜面に並ぶのです。このことが、国立公園隣接の自然景観に突如として、人工的なソーラーパネルの構造物が存在するということがどうなのか。景観法の理念からみても大いに問題があると考えますが、景観法という

ことから霧島市田口・大窪メガソーラー開発をどのように考えますか。

霧島市田口・大窪のメガソーラー開発について、景観法の理念からの地域住民の意向、住民と地方公共団体、事業者との一体的な取り組みをどのように考えているのですか。市長や市議会が正式に反対表明していることによって、大幅な計画案の見直しや白紙撤回も含めて、その検討を専門家も含めてどのようにされたのでしょうか。具体的に専門家を含めて検討なされたことを教えてください。

霧島市は景観法に基づき、景観条例を制定しています。そして、全市を景観区域にして、景観計画を作成しているのです。市の景観計画で、山の地域では、建築・工作物において、大規模となる場合、道路から後退させて周辺に違和感がないようにし、地形を生かして、切土・盛土を最小限にすること、法面の長大はさけること、太陽光発電設備は稜線を乱さないようにまた、土地形状に違和感をあたえないことなどの基準を設けています。

悠久の歴史・文化に抱かれた個性ある景観として霧島市は特徴づけをしています。それは、市内に天孫降臨神話との関係の文化遺産や伝統行事が数多くあることです。これらは、山地での森林や水の文化が深く根つき、厳しい自然条件でも持続可能性をもってきた人々の叡智が信仰の形で、自然の畏敬という住民の精神性に凝集されているのです。景観を守っていくことは環境保全、持続可能性ということが密接に結びついてきたのです。このことを田口・大窪のメガソーラー開発で、どのように SEJ さんは考えているのでしょうか。

(4) 観光など地域経済の打撃の危惧

景観法での地域経済や観光の役割として「良好な景観は、観光その他の地域間交流の促進に大きな大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなさなければならない」としています。

旧霧島町の地域経済にとって、観光と農業は大きな位置を占めています。そして、近年は、高齢化時代のなかで老後の癒やしの暮らしとして、自然のなかで暮らすことが注目を集めています。別荘地は高齢者の住む住宅地になってきています。そこには、医療や介護施設が地域に新たに充実して、ひとつの地域の働き場になっています。これらは、豊かな自然環境と安心してくらすせるセーフティネットあつてのことです。

霧島市の旧霧島町田口・大窪に計画されている大規模なメガソーラー計画は、地域住民の安心・安全に大きな恐怖感を与え、また、景観も大きく損なうことから地域経済に大きな打撃を与えると想像されます。旧霧島町は、安心・安全の農業を積極的にとりくみ、それを観光業として結びつけて、六次産業として、未来型の地域経済振興を起こしています。これは、20年後に操業の存続を検討するという田口・大窪のメガソーラー計画とは全く異なります。SEJ さんのメガソーラー計画が地域の環境破壊に導くならば、地域経済に大きな打撃を与えたいと思いますが、どのように考えますか。環境保全という視点から地域経済の振興のこともぜひとも考えてほしいと思います。

令和2年 3月 11日

1. 住所・氏名

〒899-4201
住 所*1 霧島市霧島田口

氏 名 ■ ■ ■ ■ 電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

霧島森深く、天孫降臨の地はメガソーラーは
ありません。
一事業者の利益のためは、先人である私達の日常の
脅かされるのは絶対許せない。
あちこちで森林の伐採され、広げた所は次々に
悪化質のパンクが羅列、忘れなければならない水源地の水
害のつめあと、不用になった時、誰か管理するのでしょうか
子孫たちの未来は豊か自然と、安全な水源地は残さず
いなくなると。
壊れた森、再生に何十年かかると思ふ。あか、
~~今~~私達、地域住民は、動植物、自分達を
とて自然の豊か時に目賞めさせてもらいました。
鹿児島は始良かテウの火山灰台地であり、活火山を
持ち、降灰のリスクもあり得る。
先に進んでいなくては私達、あとかう輩の人は謙虚に
先人の声に前へ進む。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和 2年 3月 28日

1. 住所・氏名

〒 899-4305
住 所 鹿児島県霧島市国分郡田

氏 名 ■ ■ ■ ■ 電話番号

※ 1: 法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※ 2: 電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容についてこちらからお問い合わせすることができますので、差し支えなければ記入して下さい。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称: 霧島田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

- ① 予定地である扇山にある巨岩には、将来遺跡に成りうるような記録があちこちにあるので、霧島の観光資源として追加が出来る可能性があり、行政による調査が必要なのではと思います。
- ② 天孫降臨の霧島の観光資源が失われ、二度と元に戻せないような開発はしてほしくありません。
- ③ 想定外の災害が多発しているこの時代に、これ以上の環境破壊はやめてください。一回壊した自然は元に戻るまでに想像を絶するほどの時間が必要です。将来を生きる若い人達に、安全で安心な環境を残してやりたいものです。
自然の力は人間がどうにかできるものではないことは、過去の災害でもあきらかです。
- ④ 電気を作るだけなのに、なぜ多くの人々が犠牲にならなければならないのでしょうか。経済の為にどこかで、誰かが犠牲になるような開発は望みません。

※ 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※ 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報[※]は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 図 2-4 図 2-10 図 2-11

意見タイトル：立体画像の提示を

図はいずれも平面図であり、どのような法面が形成されるか不明である。

法面の場所、角度、高低差の分かる立体図の提供を求める。

立体図があつて初めて風、埃、景観への影響の予測が可能と思う。

シラス地の転圧した法面は種子吹付で崩落が防げなかった実例が霧島市霧島永水字トンダン

3584 番 1 外、及び霧島市霧島永水字中迫 4772-1 外のメガソーラー建設で確認されている。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 3-79

意見タイトル：行政区

「事業実施区域に近い自治会としては栢田、軽費老人ホーム霧島荘、遠見松、高千穂等がある。」

との記載は影響を受ける自治会を矮小化している。

風、土ぼこりの影響を受けるのは高千穂リゾート自治会、洪水被害、農業被害が想定されるのは栢田、待世、駅前、湯之宮、大窪、梅北、豊後迫、川北等の自治会である。認識すべきである。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-1

意見タイトル：対象事業の影響要因

雨水等の排水について「事業実施区域は、霧島川とその支川である狩川の間であり、事業実施区域からの排水はこれらの河川に流入する。本事業では事業実施区域を流域区分し、各流域の末端に仮沈砂池も兼ねた雨水調整池を設置する。」とある。

実際は準用河川である、狩川、菅谷川、相尾川、赤谷川を經由し霧島川に流入する。調整池とこれらの準用河川への流入について明らかにし影響要因としての明記を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 7日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所*1

霧島大窪 674

氏名

中園 真一

狩川水道組合 会長

電話番号*2

()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

私共、狩川水道組合は、今回計画されているメガソーラー用地の中央部に位置する霧島市所有の土地を水源とする湧水を利用して、50数年にわたり命の水として生活してきました。今回メガソーラー建設を計画するにあたり、これからの将来にわたり、この「命の水」の水質が「変わりなく」将来にわたり利用可能なことが出来れば、命をまもる水として安全なお水。しっかりと評価検証して欲しい。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-6

意見タイトル：雨水の排水

「事業実施区域に降った雨は、調整池に集水した後、水路または霧島川の支川である狩川を經由して霧島川へと流入する。霧島川は、その後複数の支川の流入を受けながら、事業実施区域から10km以上離れた位置で天降川と合流し、鹿児島湾へと注ぐ。よって、本事業による水の濁りの影響が最も大きい霧島川を対象として、調整池からの排水が霧島川に最終的に集まる狩川との合流点を含む事業実施区域から3kmの範囲とする。」との記述について以下の誤りを指摘する。

1. 調整池の流域を事業実施区域に限定しているのは誤りである。上位稜線からの雨水を含めるのは治水の常識。
2. 調整池に集水した後、水路または霧島川の支川である狩川を經由して霧島川へと流入するとあるが水路とは何か？ 準用河川であれば明記すべき
3. 本事業による水の濁りの影響が最も大きいのは霧島川であるとの記述は誤り。最も濁水の影響を受けるのは準用河川の流れる地域である。

以上指摘した事項を踏まえた環境影響調査を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-6

意見タイトル：土地の安定性

土地の改変を行う範囲は事業実施区域内に限られているため、環境影響を受ける範囲を事業実施区域に限定する事に不納得である。

パネル設置面積 632,816 平方メートル、10 度以下の勾配地を確保するには相当の高さの法面が必要となろう。どれほどの法面が出現するかの記載が無い。

不安定な法面の崩落が発生すると計画地と霧島川の間^{※1}の農地、住宅に大きな影響があると考えべきである。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 2-2

意見タイトル：対象事業の規模

敷地面積 1,34,635 平方メートルとの記載がある。

確定面積と受け取るが、それで良いか？

2018年12月26日、事業者と霧島市の会合において民有地に無断立入測量を行ったとの指摘が為されている。この事実を事業者は否定したとの記録がある。信頼を損ない、地元住民と軋轢を生んだ要因であることを指摘しておきます。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報[※]は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-6

意見タイトル：反射光

「環境省が地方自治体に対して行ったアンケート調査によると、ソーラーパネルの反射光に関する苦情は約94%が100m未満の範囲で発生している。また、上向きに設置されるソーラーパネルの反射光はほとんどが上向きに反射されるため、一般的に反射光の地上到達範囲は近傍に限られる。よって、本事業では、より安全側の環境影響評価となるよう、事業実施区域から500mの範囲とする。」の記載について

計画地より高い地域に多くの住まいがある事、観光地がある事の配慮がなされていない。直上位には高千穂リゾートランドがある。近傍には遠見松地区、杉安病院等からの眺望、及び神話の里公園、霧島神宮からの遠望も重要である。環境への影響がないとする主張には納得できない。もっと広域に設定すべきである。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-7

意見タイトル：動植物生態系

「陸生生物は、最も行動圏が広い中型哺乳類に考慮して、事業実施区域から 200m の範囲とする。猛禽類については行動圏が広い^{※1}ため、事業実施区域から 1km の範囲とする。生態系及び植物群落は、生態系上位性となる猛禽類を考慮して事業実施区域から 1km の範囲とする。水生生物は、水質と同様の考え方により 3km の範囲内の下流河川及び水路とする。」との記述について、環境影響調査を狭める意図でデータを示しているのではないか？

鹿の行動範囲は総合研究所九州支所の発表資料では最大 5.5Km の移動が確認されている。イノシシの行動範囲は島根県の調査で 2 km 四方となっている。環境研究所の資料で猛禽類のクマタカで 3km 四方、イヌワシで 10km 四方の範囲を行動圏となっている。

影響範囲の拡張を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-7

意見タイトル：景観

「文献によると〔影響を受けるおそれがあると認められる地域は、標準的に対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周辺 3km 程度が目安となる〕とされていることから、事業実施区域から 3km の範囲とする。」との記述について

霧島市の見解は「島神宮へ向う県道60号線（霧島小学校前）から眺望できる部分があり、また、別荘地と隣接する区域があるため、景観上好ましくない。」である。

直上位には高千穂リゾートランドがある。近傍には遠見松地区、杉安病院等からの眺望、及び神話の里公園、霧島神宮からの遠望も重要である。景観を害する事は明らかである。

影響を受けるおそれがあるとする地域は業実施区域及びその周辺 3km 程度とするとの主張は地元を良く知らない事業者の独善である。再考を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所*1 霧島市霧島大窪

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

私たち、鹿嶋島に住む者は知っています。
長い梅雨、雨量の多さにシラスで出来た山は、いとも簡単に土砂崩れなど
恐ろしい災害を起すので。

メガソーラー建設予定地に接する我が家は、建築の際、基礎工事が大変でした。
シラスと、大量の大きな岩が出土し、重機を使い整地しました。勿論、シラスが
流出しないよう策を講じ、予定より、多額の基礎工事になった事は言うまでも
ありません。しかし、それは我が家を守る為だけではなく、この霧島の自然や
他の人々を守る最低限の義務だと思っております。

この霧島の森には、植林された木も多くありますが、手付木の自然の木もあります。
私たちの目に見えない地中では、大きな岩やシラスを含む土をも(っかり)と抱くように
木々が根を生やしてくれています。

メガソーラーのために、これらの木々を、ことごとく伐採し、その先には、何が待って
いるのでしょうか？ 梅雨の長雨でシラスや大きな岩がゴロゴロと急斜面を転がり
ソーラーをなぎ倒し、隣接する家や山の麓の家へと...

そんな地獄絵図のような光景を容易に想像できるので、
どうか、私たちの大切な自然を、家を、命を奪わないで下さい。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月6日

1. 住所・氏名

〒825-0094

住所*1 宮崎県都城市都原町

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

斜面にある樹木を伐採して大雨でモ
降、土にしたら どうなるのか、想像するだけで
恐怖です。あの上にある家などは どうなる
でしょう。安心して住んでいられるでしょうか？
ソーラー発電所の工事には 断固 反対です。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月6日

1. 住所・氏名

〒899-4103
住所*1 曾於市 財部町下財部

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市
人と自然が輝き 人が拓く...

神様の降臨される霧島の広大な大自然を私達の時代で壊すには出来ません。
見渡す限りのこの大自然は、想像を絶する程の年月と人々の手につくられ
存続されてきました。それを一瞬にして壊す
その様を想像するだけで涙がでます。
美しい景観は損なわれ、大雨等で全てのものが流され、人は涙を流し
心をなくし、豊かな自然をなくし、動物達の姿もなくなり、小鳥のさえずり
さえも聞かなくなる そんな霧島 想像出来ますか？
祖先様が私達に残して下さった様に、私達の手で子孫に
残していく事が大切な事だと思います。
素直な霧島のキャッチフレーズと共に！！

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月6日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所*1 霧島市霧島大窪猪子石

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

以前、シラスの土地で度々藪を払い家庭菜園を造った事があります。その庭が傾斜地であった為、まとまった雨が降ると土が流れてしまっていました。シラスは木とか雑草とか、石でそのバネスを作り、自然の形を成しているのだと美感じました。今回のメガソーラーの計画は、正に傾斜地での設置であり、最近の異常気象を鑑みれば危険性は明らかだと思います。自分達の家、自分達の城を、この様な危険にさらすわけにはいきません。従ってメガソーラー建設には断固反対です。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-10

意見タイトル：調査、予測及び評価の手法

「詳細な調査地点については、土地所有者等との調整等によって変更が考えられる。」とあるが、調査地点の選定について多くの意見がある。

この意見を採用するとの明記もなく、ただ「土地所有者等との調整等によって変更」とだけある。

住民意思を全く尊重する姿勢が見られない事に強く抗議する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-11～4-17

意見タイトル：大気質、騒音、振動の調査地点

「事業実施区域周辺500m内の集落、民家等の分布状況を考慮し、代表地点として北側は遠見松集落（遠見松公民館:P-1）、南側は事業実施区域に最寄りの民家（P-2）、東側は虎ヶ尾岡集落（P-3）の計3地点」を調査地点とあるが、遠く離れた遠見松を加えた理由を明らかにしてください。

特に高千穂リゾートは大きな影響を受ける。高千穂リゾートのS街区、T街区、U街区を含める事を強く要求する。

翔朋園、栢田集落も調査地点として含める事を要求する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-23

意見タイトル：地下水

地下水に係る調査地点として湯之宮集落が使っている簡易水道、霧島市上水道の下部水源を含める事を要求する。

S-2の湧水量よりも、北側の霧島市所有地の湧水量が多い。小窪湧水も欠落している。この2地点を湧水調査に加える事を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-25

意見タイトル：土地の安定性

環境の保全上の目標との整合性として「造成法面の勾配等が〔林地開発許可制度の手引き〕（鹿児島県環境林務部、平成25年）の技術基準に適合しているか、また、斜面安定計算を行った場合には、安全率が〔道路土工—盛土工指針（平成22年度版）〕（公益社団法人日本道路協会、平成22年5月）等に示された許容安全率等を満足しているかによって評価する。」との記載がある。ところが方法書には法面の所在場所、面積、勾配についての記載が見当たらない。記載がない項目をどのように評価するのか、明らかにする事を要求する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-39

意見タイトル：景観に係る調査

「既存資料調査、聴き取り及び現地踏査の結果を踏まえ、主要な眺望景観の状況の調査地点の候補地は、霧島神話の里公園、霧島神宮、霧島小学校、遠見松公民館、県道国分霧島線、市道永池狩川線の6地点とする。」との記載がある。

市道永池狩川線から眺望できない場所を景観調査地点としない理由を明らかにする事を要求する。
高千穂リゾートランド、S 街区、T 街区、U 街区は計画地を見下ろす位置にあり、景観を著しく損なうとの意見が多数ある。景観調査地点とする事を要求する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年4月9日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所^{#1} 霧島市霧島大窪

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

- ※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
- 注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

① 狩川流域に居住している者です。
 今の時期の狩川は水量が20~30cm位しかありませんが、このように
 降水量、その時期にたると、ちよとた豪雨で河川の提防を越す
 位の水量になり非常に危険な状態になります。今の山、森、丘の木が
 あり保水力も保たれていすから、これを伐採し造成すると雨水が一
 気に河川に流れ込み、河川に流す水が滞留し洪水が起き、
 地域甚大の被害が出る可能性があります。
 近年この地域は毎年豪雨の被害に悩まされています。
 過去には土砂崩れや洪水で複数の方が亡くたつた地域です。
 雨水等の調整池を造るといふことが霧島の地では不足な地でも
 必要調整池に不足が流す水は調整池の機能を失います。
 現在近隣に出来ているような発電地を見て下さい。調整池の機能は20
 年後米が取れなくなるといふ事。
 狩川流域に限らず、相良川、霧島川、しいは天降川、錦江湾手前まで
 甚大の被害を及ぼしています。この自然豊かな霧島の地を壊さないと
 して、山林の木を切り、山の保水力が無くなり、大規模災害の
 可能性、自然環境への影響が大です。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
 ※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 9日

1. 住所・氏名

〒890-0037

住所^{※1} 鹿児島市加治木

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

- 山林をメガソーラー発電所にすることにより、山の保水力を弱め、大規模災害の可能性
 - ソーラー発電の機材の再利用体制が未確立のままにあるため、環境負荷を高め、不法投棄などの可能性
- 以上より自然・環境への影響があると考えます。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月9日

1. 住所・氏名

〒899-6503

住所^{#1} 霧島市牧園町高平穂

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

大規模な山林造成は自然環境が損なわれる
ので反対である。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月9日

1. 住所・氏名

〒899-6503

住所^{#1} 鹿児島県霧島市牧園町高千穂

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

大規模な山林造成は自然環境が損なわれるので反対

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 9日

1. 住所・氏名

〒899-6503

住所^{#1} 霧島市牧園町高千穂

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

大規模な山林開拓は、自然や景観が破壊され住環境に悪影響を及ぼす恐れが大であるので反対する。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月9日

1. 住所・氏名

〒899-6503
住所^{*1} 霧島市牧園町高千穂

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号^{*2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

異常気象により大規模な災害が発生する
恐れがあるので反対。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月9日

1. 住所・氏名

〒 ー
住 所^{※1} 霧島市牧園町高子穂

氏 名 ■ ■ ■ ■ 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

大規模な山林造成は、自然や景観が破壊され
住環境に悪影響を及ぼす恐れが大である
ので反対する。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 2日

1. 住所・氏名

〒 899-6401

住所^{※1} 霧島市清辺町有4

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

現場は急斜面で災害が絶対起ると思っています。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 〇 月 / 〇 日

1. 住所・氏名

〒899-4204
住所^{#1} 霧島市国分清水

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

※ 現地は急傾斜地で崩れやすい地、災害の恐れがあると思われ

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 2日

1. 住所・氏名

〒 099-4322

住所^{*1} 国分福島2丁目

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{*2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

斜面に設置するので災害がこわいです。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 2日

1. 住所・氏名

〒899-5111
住所^{※1} 霧島市津人町1-1-1

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

発電の予想される量に逆を押し、!!

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月2日

1. 住所・氏名

〒 899-5101
住所^{※1} 霧島市軍人町住吉

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

環境に悪い。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 3 月 4 日

1. 住所・氏名

〒299-6503

住所^{#1} 鹿児島県霧島市牧園町高千穂

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

大規模な山林開拓は、自然や景観が破壊され住環境に悪影響を及ぼす恐れが大であるので反対。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 9日

1. 住所・氏名

〒498-4203

住所^{#1} 霧島大窪

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

木を切ると土砂災害の危険が湧き出し、川に流れ込み川がはんらんし、家が崩れ、水が流れてくるので、絶対反対です。私は93才です。子、孫、又子孫のために作らばいい下さい。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月9日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所^{#1} 霧島市霧島大窪

氏名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

建設予定地は国立公園の隣接地であり
 鹿児島県、霧島市は観光業をとりかかっている
 その隣接地の木を切り、造成してソーラーパネルの敷き詰めようとして
 景観上は非常に干渉の方向が大きい。
 しかも霧島は日本2番目の津波の内海、鹿児島と共に国立公園に
 対して沖の島であり、急傾斜地を造成して建設すると
 土砂崩れ等の災害が起きる可能性は目に見えている。
 自然は崩壊してからは後から後悔は遅い。
 自然破壊、災害の観点から反対である

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

1. 住所・氏名

〒885-0223

住 所^{#1} 那城市吉元町

氏 名 ■ ■ ■ ■

電話番号^{#2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

霧島市、日本で、初めての国立公園であり隣接地に、メガソーラーを作るのは、景観にもよくない。霧島市観光の地しかも天孫降臨の地でもある絶対反対である。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年4月9日

1. 住所・氏名

〒

住所*1 ~~霧島市集島町長身(薩摩川内)~~
薩摩川内市宮内町

氏名 ■ ■ ■ ■ 電話番号*2 ()

- ※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。
- 注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

建設予定地の下流集落下は、過去に土砂災害により複数名の死者が出た経緯もあり、山林の木を伐採し造成するのはもってのほか、メガソーラー建設 絶対反対。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。
 ※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4 月 9 日

1. 住所・氏名

〒 一
住 所*1 霧島市隼人町内

氏 名 ■ ■ ■ ■ 電話番号*2 ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

注) 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

建設計画地の木を切り、造成すると保水力が弱まり土砂崩れ等が
発生し、下流の住宅地等に河が増水し、被害を出すおそれがあるので
建設反対。

※環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

※意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

意見書

令和2年 4月 9日

1. 住所・氏名

〒 891 - 0102

住 所^{*1} 鹿児島市星ヶ峯

氏 名 ■■■■■■

電話番号^{*2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報¹は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

山を造成した団地に住んでいる者としての意見（切土、盛土が及ぼす危険性）

① 切土と盛土の境はずれていくので危険です。

今年の2月に家を1軒解体しました。盛土の方に倒れ掛かって危険だと業者に言われたからです。

自宅の後ろの家も斜めになって作り直しました。団地内には切土と盛土の境で作り直した家がたくさんあります。

② 造成中に子供が1人死亡しました。

雨上がりの自宅近くの水たまりで遊んでいて溺死しました。泥水で深さの変化が分からなかったからです。

③ トラックが土を運ぶ時の騒音や危険さもですが、砂がトラックからこぼれ、道路に落ち、風で舞い上がり、風の強い日の工事現場等は砂嵐でした。

健康にも生活にもいろいろな被害が出ます。広範囲かつ長期になると生活できる環境ではなくなります。以上の理由から建設に反対します。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 9日

1. 住所・氏名

〒 891 - 0102

住 所^{※1} 鹿児島市星ヶ峯

氏 名 ■■■■■■

電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

電磁波が心配

鹿児島市内の団地の学校予定地にソーラが設置された所があり、いつもラジオを聞いていた友人がソーラ設置後は聞けなくなったと言っています。

私も薩摩半島を行き来する時、ソーラの所でラジオが聞けなくなり、ソーラによる影響を感じています。その電磁波が人体にも影響を与えるのではないかと懸念しています。

別荘はU街区にあり、メガソーラ予定地から 100m も離れていません。鹿児島県で最大規模のメガソーラー建設に反対です。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 9日

1. 住所・氏名

〒 891 - 0102

住 所^{*1} 鹿児島市星ヶ峯

氏 名 ■■■■■■

電話番号^{*2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報¹は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

高千穂リゾートに住んでいるから立場から（地質）

土地は働きます。

- ・ 隣地との境界に植えられていた 10 本程の木が7年後にはすべて私の土地へ移動しました(約 20~30cm 動きました。
- ・ 大きな石がゴロゴロある庭に日々新しい石が見えてきます。雨や霜柱等で流され、小さな石が数年で 80cm 位頭が出てきたり、浮き出した石は少しずつ動いて、木で止まり、木が斜めになつたりします。
- ・ 木の切り株に白アリがついて食べ、空洞になり崩れました(2株)お隣にも白アリがついていました。
- ・ 木や石など、硬いものがあると雨水などが隙間から入り、もぐらの穴のような流れができ崩れます。
- ・ 土を切ってきた壁面は、冬の間何度も霜柱ができて崩れ、毎冬後退していきます。

以上のような理由から、一度できた構築物が崩れる不安を感じ、建設に反対します。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 9日

1. 住所・氏名

〒 891 - 0102

住 所^{※1} 鹿児島市星ヶ峯

氏 名 ■■■■■■

電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

景観

眼前に錦江湾と桜島を見ながら生活しています。仕事を辞めたら移住するつもりで建物にも手を入れました。朝のわき立つ霧、朝日や夕日、おいしい空気、そのために高いお金を払ってU街区に家を建てました。我が家の眼前に巨大なメガソーラーが出来たら、何のための別荘か、何のための国立公園霧島かと思います。

あまりの大きな環境破壊です。このままの状態^{※1}で保全してください。私の夢を奪わないでください。メガソーラーは作らないでください。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 10日

1. 住所・氏名

〒899-4203

住所*1 鹿児島県霧島市霧島大窪

氏名 ■■■■■■

電話番号*2 ()

※1: 法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2: 電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報には本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称: 霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

・歴史的、文化的背景の天孫降臨の地である霧島は大型太陽光発電は不向き
・現地は地質的にシラス台地で急勾配(局所的には30°以上)で有り不向き
又太陽光にとり南向きの土地少なく、大掛かりな土地の造成は必須
工事中、造成後の災害の危険有り

・パネル設置の勾配10°以内の造成には土地の幅が足りず、無理に
造成すると極端な切土の壁が発生する

・計画地内には巨石も散在され10^{TON}以上、若しくは20^{TON}クラスも想定され
大型重機でも手に負えず作業員の命の危険有り

・計画地内に生活道路の市道有り両端の土地崩壊の懸念大

・計画地内には多数の湧水が沢を形成し霧島川に注ぎ込み、生活用水
農業用水に活用、又森の水は海に注ぎ漁業への恵みをもたらしている
この生態系を壊す事は必定、許容出来ず

・調整池は雨に依り除々に土砂で沈殿され保水能力を失い昨今の想定外の
大雨に対しては無効、霧島川の砂洪水の危険よりも土砂崩落し土石流の
危険性有り

・他にも多々懸念有るが、太陽光~~発電~~建設絶対である

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 6日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報[※]は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ：

意見タイトル：硫化水素

計画地付近、霧島市大窪字倉迫で硫化水素による死者がでたとの地域古老の話聞いた。

霧島市道を挟んで切土、盛土を行い、パネルを設置する図が示されている。この場所の谷に位置する辺りと推察される。厳密な調査を要求する。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 11日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

方法書関連ページ： 4-39~4-41

意見タイトル：景観の調査地点

- ・眺望点として、住宅地からの検証が含まれていないのは何故か。

質問の理由

現地に居住する住民にとって重要な環境の変化についての検証が欠落していると思われるため。

- ・参道沿いの連続した景観の検証がないのは何故か。

質問の理由

当該地は、霧島神宮への参道にあたり、全国から多くの参拝者が利用する観光上重要な地点である。

- ・調査地点を限った「点」での検証では不十分であり、県道沿いの連続した景観の変化（劣化）の検証が必要である。パネル設置予定場所が車高の高い大型観光バスからどのように見えるかの検証を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 11日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の内容：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

意見タイトル：市の意見に対する事業者見解を問う

霧島市当局は、当該計画について様々な点から反対を表明しており、その理由には「歴史文化、自然環境、景観への影響、災害発生リスク、住民の生活環境問題」が含まれている。それにも関わらず当該計画が正当性を持つと考える理由は何か。

霧島市役所との協議記録、責任担当者を明示の上で、協議発言内容の公表を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 11日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

当該計画地は単なる観光地であるにとどまらず、日本国のアイデンティティにも関わる重要な土地として広く認識されている。それにも関わらず、自然環境を破壊・改変し、景観を変容させる当該計画が鹿児島県において是認されている理由は何か。

鹿児島県との協議記録、責任担当者を明示の上で、経緯の説明を求める。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。

意見書

令和2年 4月 11日

1. 住所・氏名

〒 899 - 4201

住 所^{※1} 霧島市霧島田口2703-99

氏 名 霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会 中村満雄 電話番号^{※2} ()

※1：法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

※2：電話番号については、必須項目ではありませんが、意見の内容等についてこちらからお問い合わせをすることがありますので、差し支えなければ記入してください。

備考) 1. ご記入していただいた個人情報^{※1}は本件のみで使用し、それ以外の目的では使用しません。

2. 氏名、住所の記載のない意見書は無効となりますので、ご注意ください。

2. 縦覧図書^{※1}の名称：霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業環境影響評価方法書

3. 環境の保全の見地からの意見

【意見及び意見の理由】

メガソーラー建設により騒音や振動、景観異常、周辺道路使用の問題等どれをとつても、けた外れに大きいということです。旧霧島町内でもシラスの流失により下流域が被害を受けたことを始め、環境的な面での問題、また、運営委管理上の問題等種々の問題も発生し地域住民の皆様は大変心配されております。

中でも最も心配されていると思うのはこの開発によって、濁流などの災害が心配されるということです。開発区域は高低差が激しく、保水能力のある森林が無くなり、下流域の河川の氾濫、土砂の流出の危険性が高いというのは、誰が見ても想像、見当がつきます。断じて、開発を認めることは出来ません。

開発業者による、開発有りきの環境測定など何の意味もないことです。

何にしてもそうですが、住民意思を無視した開発など、いかがなものかと考えます。住民にとって何の利益もない、危険をはらんだ開発には絶対反対です。

自然環境は、一度無くしてしまつたら元には戻りません。企業の金儲けのために、住民が迷惑し、危険と隣り合わせの心配をしながら生活しなければならないなんてとんでもないことです。

備考) 1. 環境の保全の見地からの意見に限りますので、ご注意ください。

2. 意見が複数になる場合は、それぞれに番号を付けるか、あるいは用紙を分けて記入してください。

ご協力ありがとうございました。